

令和4年度
事業計画書



社会福祉法人わらしこの会

目 次

社会福祉法人わらしこの会	1
わらしこ保育園	9
わらしこ第2 保育園	26
小金井市立まえはら学童保育所	39
小金井市立みなみ学童保育所	49
児童発達支援事業所 Tossie	60

令和 4(2022)年度 社会福祉法人わらしこの会事業計画書

社会福祉法人わらしこの会は法人設立より 23 年目を迎えます。次に示した設立以来の「わらしこの会の理念と基本的な姿勢」を堅持し深めて、今後も継続して社会福祉事業を運営していきます。

法人全体が地域社会の人々の生活に必要な事業を継続的に進めて行くためには、長期的・中期的な計画とともに、職員の意見が反映し職員全体の総合力を高くしていく職場運営、法人運営が求められます。令和 3 年度は、各事業所における将来的に安定した運営体制の強化を図ることを当面の課題としましたが、理事長の在り方、法人全体としての事業の進め方や法人理事会の役割、法人運営会議の役割、特に事業状況・運営状況の共有化と協力連携の必要性について、反省した改善を進めていかなければならない課題として表面化した年度でした。4 年度は保育所定員が 4 月当初に埋まらないという過去にない厳しい状況も生まれており、継続的な運営を行うために根本的に見直しを行わなければならない年度となります。法人全体で取り組み運営基盤の安定化を進めます。

社会福祉法人わらしこの会の理念と基本的姿勢

社会福祉法人わらしこの会の理念

社会福祉法人わらしこの会は、次の理念のもとに運営する。全ての事業において、役員及び職員はこの理念を理解し実現に努力しなければならない。

- (1) わらしこに関わる全ての人々の安心と健全な生活を目指し、人間尊重を第一の理念とする。
- (2) 子どもの権利を常に追求し、子どもの権利を護り発展させ、子どもの最善の利益に沿うことを第二の理念とする。
- (3) 地域とともに歩み、地域において最善の子育て環境を整える上で役割を果たすことを第三の理念とする。

社会福祉法人わらしこの会の基本的姿勢

- (1) わらしこの会は、地域の福祉・保育要求、特に無認可時代のわらしこ保育室の保育内容に大きな期待を寄せて頂いた方々の努力により設立された法人であり、法人運営の基本の第一に、地域の方々の協力の姿勢を明記する。
- (2) わらしこの会は、職員の熱い保育への思いから生まれた保育園を主体とする法人であり、運営の基本の第二に、職員とともに歩む姿勢を明記する。
- (3) わらしこの会は、保育要求への積極的な取り組みを基本とし、地域の福祉要求についても可能な限り応えられるように努力していく。
- (4) わらしこの会は、利用者(園児)、利用者の家族(保護者)、職員の立場を尊重し、その最善の利益のために法人運営を行う。

2008 年 3 月 31 日理事会確認

令和 4 年度の課題について

新型コロナ・ウイルス感染の拡大が続く中で少子化が予想をはるかに超える速さで進んでいます。その結果が本年度の当初定員の欠員状態に及んでいます。2 か所の保育所運営が基盤となる法人においては、今後の継続的運営を図るために、次の改革的な見直し課題に取り組むことが必要です。

第一に、理念と基本的姿勢に基づく中・長期的計画とその出発です。小さな法人であり運営基盤も盤石とは言えませんが、地域の福祉要求に敏感に対応し、社会福祉法人としての役割を今後も積極的に果たしていく必要があります。そのためには、果敢に新しい事にも取り組んでいく必要があります。そして、それを担う人材を確保、あるいは人材を育てていく計画と取り組みを実施します。

第二に、全ての役員及び職員の役割と働き方及び責任について見直し、法人内で解りやすく連携と協力が高まるものに整理していくことです。そのためには、各役員、管理職の役割と権限、働き方の方針と計画の作成、管理者としての働きの振り返りと総括を整え、法人全体における役職者、管理職は適切にその職が適当であるかを見直す仕組みを取り入れる必要があります。令和 4 年度はできることから取り組み、順次実施します。そして数年のうちに具体化した全体像として形を整えます。

第三に、就業規則を始めとして給与規定等の全面的な見直しと改定が必要です。制度の異なる 3 業種の事業を展開している為、運営費の基準等の違いや行政からの縛りの違いによりすべてを統一することはできません。しかし、可能な限り同一の働きに対しては同様の待遇が整えられるように検討を進めます。併せて、給与基準等についての現在の問題点が明らかになっているものを直ちに改めます。必要部分の就業規則の改定、給与規定の改定、給与基準表の改定を今年度中に実施します。

なお、引き続き各事業における必要な取り組みを進めていきます。

(1) 3つの改革的な見直し課題

第1～第3の課題を具体的に進めます。5月の理事会に大枠の考え方を整理します。

具体的な計画についての議論を経て10月に、具体的提案(令和5年度からの3か年計画)を策定します。この計画は法人の正規職員に公開して、検討を進めます。これを進めるために、今年度内にはできることから試行実施して検討を具体的に進めていきます。

年度末に、様々な改革的見直しを成果として確認していきます。

(2) 児童発達支援事業の充実

児童発達支援事業 Tossie の運営は、利用児童数の確保、より良い発達支援の内容の充実に向けての職員の努力が成果を上げています。令和3年度には土曜日の運営を開始しました。また、所長の専門職としての資格取得ができました。職員の協力の下で地域の児童発達支援の充実をさらに進めていきます。

(3) 職員の労働環境の整備・保育内容等の充実

職員の確保は引き続き厳しい状況にあります。令和2年度から職員宿舍借り上げ制度を導入してきました。また、処遇改善費の活用など今後も可能な限り給与面の改善に取り組めます。また、職場の設備等について及び働き方についての改善を、職員の声を大事にして積極的に検討してい

きます。特に、一人一人が自らの役割と存在感を感じられる職場運営、保育・療育の内容の上が重要です。働き方改革を進めながら希望をもって働き続けられる職場づくりを具体的な課題を明らかにして進めます。

(4) 保護者支援家庭支援の取り組みの検討

子育て支援の重要な役割として、将来的に保育ソーシャルワークの職務を確立して行くことを見据えて、社会福祉士資格を併せ持つ保育士等により、必要な新しい専門職の取り組みについての検討を具体的に始めていきます。

地域子育て支援において、法人として取り組める新たな事業を模索します。可能なものについては試行的に実施して検討します。

(5) 学童保育所の運営の充実

小金井市より運営を受託し二つの学童保育所を運営してきました。前年度に、常勤職員の時給制を月給制に変更して改善を図りました。引き続き労働環境整備を検討していきます。

学童保育のニーズが高まり入所児童の増で 2 か所とも第 3 学童を加えて運営する現状となります。小金井市との相談を進め、環境整備を進めるとともに、ひとり一人の子どもを中心とした生活の場を提供し、保護者の理解と協力のもとに共同子育てを充実していきます。

みなみ学童保育所は、今年度がプロポーザルのとしてなります。適切に準備を行い引き続き運営委託を目指していきます。

(6) 法人全体として一体感をもった運営体制の充実

①法人としての組織的・総合的な取り組みについては、課題(1)の実施の中で具体的に取り組みを行います。

②運営していくうえで、様々な ICT 化が必要となります。働き方の改革、記録と情報の適切な共有化は、すべての事業所において重要です。ICT 化については具体的に実施していきます。

③本部機能の一つとして、法人の全ての職員が参加して目標を共有化していける人材育成の仕組みを再検討していきます。法人内の交流や共同の研修等を計画します。

(7) 保育事業の借地に関する取り組み

①わらしこ保育園の土地は府中市からの借地です。一昨年度は 20 年満期になり、借地契約の更新ができました。引き続き適切に活用して保育事業の発展に取り組めます。

②わらしこ第 2 保育園の借地年数に関連して、定期借地権の期限後についての検討と対策が急務になっています。20 年の借地契約ですでに 11 年が経過しました。継続して借地等の対応ができるよう計画策定の準備を行います。

(8) 安全対策について総合的計画の充実

昨年より新型コロナウイルスの感染が人々の命、生活、安全を脅かしています。感染防止と安全対策は、引き続き現実的な内容に常に見直し適切に進めていきます。

(9) 運営体制の強化と次世代への引き継ぎ準備

前年度は理事等役員体制、管理職体制などの検討と計画の作成を予定しましたが、進んでいません。(1)の課題、(6)の課題とともに今年度は具体的に検討してできることから実施していきます。

令和4年度 事業計画

1. 法人の運営体制

1) 理事会

理事 6 名、監事 2 名の執行体制で進める。理事会は、定款に基づいて必要な検討を行ない法人の事業を適切に遂行する責任を負う。理事会は年 4 回を定例として開催し、必要に応じて開催する。

理事は、法人の運営する事業所についていずれかを「担当する理事」として分担し、施設長の直接の相談役を務め、職員の面談や定期的に相談の場を設け施設運営の向上を図ることとする。

また、各施設長も理事会に参加しているため、現場としての意見を尊重して理事会での協議を行うこととする。

2) 評議員会

評議員は 7 名、国の制度改正に伴い定款で定めたとおり任期は平成 29 年年度より 6 年間となる。毎年決算理事会の後、6 月に実施する。

3) 法人運営会議

理事長の出席による法人運営会議を毎月定例で実施し、各施設の施設長(所長)及び法人事務長が出席する。また、必要に応じて理事、理事長が認めるその他の職員等が出席することができる。なお、運営会議においては次のことを行う。ただし、理事長専決事項となっている件は、協議し、意見を聞いて「共通理解と合意」を尊重して理事長が決定する。その他は、それぞれの担当部署からの提案を受けて検討し、運営会議としての提案書を作成し理事会に諮り決定することとする。

① 各事業所の財務に関する計画及び実施に関する報告及び検討

各事業所から提案される予算案、毎月の予算執行状況、必要となった補正予算案、決算報告書案、補助金についての申請と確認

② 各事業所の事業計画及び実施に関する報告及び検討

各事業所から提案される事業計画案、事業の実施状況報告、事故等の報告、必要となった事業の計画、職員の確保と労働条件、その他

③ 職員の状況についての確認報告と必要な対応の検討

④ 諸規定の改定等についての提案と検討

⑤ 行政等の通知や指導に関する事項の報告と検討

⑥ 児童の安全に関する事項、子どもの権利擁護についての報告と検討

⑦ 苦情に関する事項についての報告と検討

4) 施設運営会議等

わらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園には、引き続き施設運営会議を設置し、園長、主任、事務により適切な運営を図ることとする。なお、各施設では管理職に保護者の代表、職員の代表を加え話し合い、より良い運営を目指す運営委員会を設置することができる。施設運営会議では、①法人運営会議に報告・提案する原案を作成する ②保育所における保育の適切な実施に関し必要な検討と対応を行なう。

まえはら学童保育所・みなみ学童保育所は、統括所長を中心に担当理事及び所長による打ち合わせ会を行うなど、法人運営会議への提案や報告をまとめるとともに、学童保育の適切な実施に関し必要な検討と対応を行う。

児童発達支援事業所 Tossie は、担当理事及び所長による会議により、法人運営会議への提案や報告をまとめるとともに、児童発達支援の適切な実施に関し必要な検討と対応を行う。

なお、施設運営会議等の内容は、事務長に報告、理事長に報告・相談するものとする。また、理事長の判断により必要に応じて事務長は参加するものとする。

5) 法人本部

法人本部は、理事長、事務長、事務主任と必要な非常勤職員を置く。本部は法人としての必要な事務的業務を行う。本部は各事業所の運営に関する事務的な業務を支援又は必要に応じて担当する。事務の業務内容については、各事業所の施設長又は所長、主任、事務と連携して行う。

理事長は可能な範囲で本部に滞在するが、原則、メールや電話等で運営状況の把握確認及び本部業務の把握確認と必要な判断を行う。令和 4 年度は、理事長がわらしこ第 2 保育園の園長を兼任するため、理事長は本部及び各事業所の状況把握のために、第 2 保育園の園長業務に支障のない範囲で本部及び各事業所を訪問する。また、園長業務に支障のない範囲で必要に応じて第 2 保育園において理事長業務を行う。

法人事務長は、各事業所の事務等が適切に遅滞なく進むよう、必要に応じて「事務員会議」を招集し、実施する。事務長は法人事業全体の事務的業務を進める役割であり、事務的な決定については理事長の指示及び承認のもとに行う。理事長の決定を補佐するために必要な資料作成及び提案を行う。

2. 運営する事業

1) 社会福祉法人わらしこの会は、次の事業を運営する。

1. 二つの認可保育園(わらしこ保育園、わらしこ第 2 保育園)を運営する事業
2. 小金井市立の二カ所の学童保育所(まえはら学童保育所、みなみ学童保育所)の委託を受け運営する事業
3. 児童発達支援事業所 Tossie を運営する事業
4. 認可保育園において一時預かり事業・定期利用保育事業の実施

5. 認可保育園において地域子育て支援拠点事業
6. 保育の向上および法人の運営等将来に資する事業(研修など)
7. その他、必要に応じて地域の福祉要求に応える事業

2) わらしこ保育園の運営

1. わらしこ保育園は、児童定員 100 名(0 歳児から 5 歳児)、児童定員に見合った職員を配置し、園長及び主任を配置し、適切な運営に当たる。
2. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。
3. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
4. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
5. 苦情等には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
6. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。

3) わらしこ第 2 保育園の運営

1. わらしこ第 2 保育園は、児童定員 100 名(0 歳児から 5 歳児) 児童定員に見合った職員を配置し、園長及び主任を配し、適切な運営に当たる。
2. 子育て支援事業に積極的に取り組み子育て支援室を活用した取り組みを進める。
3. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
7. 近隣住民の方との調和を図り、苦情やご意見に誠意を持ってお応えし、ご協力をお願いしていく。近隣住民の方に必要と認識していただく保育所運営に努力する。
8. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。
9. 保育園の北側農地(約 250 坪)を、保育園児の食育等に活用することを目的に、地主より無償で使用許可をいただいて、引き続き適切に管理・活用していく。

4) まえはら学童保育所の運営

1. 小金井市立まえはら学童保育所の委託運営を行う。第 1 学童、第 2 学童、学校の空き教室を利用した第 3 学童の運営を行う。

2. 所長及び指導員等必要な職員を配置して、適切に運営する。
3. 運営においては、児童の安全を第一とし児童の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。学童であることから小学校との連携・協力を大切にする。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、保護者の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

5) みなみ学童保育所の運営

1. 小金井市立みなみ学童保育所の委託運営を行う。第1学童及び第2学童、今年度より学校の空き教室を活用した第3学童を運営する。
2. 所長及び指導員等必要な職員を配置して、適切に運営する。
3. 運営においては、児童の安全を第一とし児童の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。学童であることから小学校との連携・協力を大切にする。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、保護者の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

6) 児童発達支援事業所 Tossie の運営

1. 一日の定員 10 名とする。
2. 所長、児童発達支援管理責任者及び児童指導員または保育士を配置して、適切に運営する。
3. 個々の児童に応じた療育を計画・実施し、児童の安全、障害を持つ子どもの人権擁護、発達の保障に最大限の努力を行う。
4. 給食を提供し、1日の生活をとおして療育の内容向上に努める。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 職員の労働条件については可能な限り法人の施設として他事業所同等となるよう規則の整備を行う。
7. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

7) 一時預かり事業・定期利用保育事業の実施

1. 一日の定員 わらしこ保育園 10 名、わらしこ第2保育園 9 名とする。
2. 一時預かり事業・定期利用保育事業を行うために必要な担当者を雇用する。（保育園職員を含む）

8) 地域子育て支援拠点事業

1. 東京都の事業である子育て広場事業を実施する。
2. 地域の在宅の三歳以下の子どもとその親を対象に子育て支援室を活用して子育て支援を行う。

9) 研修等について

1. 保育及び療育の向上に資するための研修等を各施設長と連携して積極的に実施する。
2. 社会福祉法人のあり方、地域要求に応じる法人の今後の事業等のために必要となる研修会等に積極的に参加する。
3. 法人内の交流研修を各施設長と連携して計画する。

10) 苦情解決委員会・第三者評価・運営委員会

1. 苦情解決第三者委員会を引き続き実施し、適切な運営を進める。
2. 第三者評価は3年毎に定期的実施する。
3. 運営委員会を引き続き定例化し、職員、保護者の意見を取り入れた運営を図る。運営委員会は理事会に意見書を提出することができることとする。

3. 法人の課題

令和4年度の課題についての具体的な取り組みを進めます。

4. 各事業所事業計画

- 1) わらしこ保育園事業計画(別紙)
- 2) わらしこ第2保育園事業計画(別紙)
- 3) 小金井市立まえはら学童保育所事業計画(別紙)
- 4) 小金井市みなみ学童保育所事業計画(別紙)
- 5) 児童発達支援事業所 Tossie 事業計画(別紙)

以上

令和4(2022)年度 わらしこ保育園事業計画書

1、はじめに（基本方針・事業計画を立案するにあたって）

新型コロナウイルス感染症の勢いは止まらず、感染予防も2年越しとなりました。

感染症がもたらした影響は大きく、保護者の不安に対してすぐ面談をしてコミュニケーションを取るタイミングが図れなかったり、集まって話し合えた場がなくなり、園内への立ち入りも規制され・・・と繋がっていく機会をどんどん奪われた2年でした。

園の役割としての地域支援のセンター的な活動も、すべて中止となっているのでこのような状況下での新たな形でのネットワーク形成を考える必要も出てきています。

府中市においては、少し前までは待機児童問題が大きな改善課題でしたが、状況は変わり逆に定員未充足問題が課題となっています。需要と供給のバランスは完全に逆転しました。

社会においても、少子化社会への進展、地域のつながりの希薄さが見えてきた中で、地域の子育て家庭等への支援の必要性も高まっています。

厚生労働省の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」で、今後個々の保育所の強みや体制などを踏まえた役割分担の下で、関係機関と共同しつつ、保育所等が多様な保育・子育てコースを受け止める環境整備を行うとの報告がありました。

保育園が社会のコミュニティを支える核となる役割がますます重要になってきたことがうかがえます。

この役割を支えるのは、職員です。

園の役割を理解し積極的に役割を担おうとする意識や、保育の質の確保・向上のためには、職員の処遇改善や人材の育成が核となります。

有り難いことに、昨年度末には、誰も退職することなく今年度の人材が確保できました。

これからも、保育はチームであるという一体感で離職を防ぐ努力をしたいと思いますが、多様な課題を抱える子育て世代に対応するには、チーム保育でなければ職員のメンタルヘルスは維持していけません。

そのためにも、すべての職員の処遇改善とキャリアアップ、配置定数の見直しをセットにして考えることが大切です。保育団体と連携しながら職員の処遇向上の運動にも取り組みたいと思います。

大切なことは、子どもたちにどういった経験や体験が必要なのかです。目の前の子どもたちや保育所保育指針を確認しながらより豊かな養育・教育を作り出したい。

保護者とともに「共育ち」の理念を地域に根付かせ、実践していく渦を作っていこうと思います。

以上の状況から、今年度は社会が子育てを支援していくという視点を強め、保育園として何ができるかを考える模索の年としたいと思います。

○人材育成の取り組み

- ・新人職員の育成・・・育成計画に基づき実施。体験研修の実施。
- ・中堅職員の育成・・・マネジメント研修の実施。
- ・管理職の育成・・・マネジメント研修の実施、将来構想の計画の作成。

○質の向上への取り組み

- ・わらしこの保育の見える化・・・0～年長までの発達表の作成。
- ・食育の推進・・・第2の畑の管理、運営に関わる。
- ・成長マップの活用・・・成長マップの見直し。
- ・子どもの育ちを考える。（三本柱の視点—考える力—を中心に）

○組織形成、マネジメントに関する取り組み

- ・園長、主任、副主任・リーダーで園の運営を担っていく。

○保護者支援への取り組み

- ・近年支援を必要とする保護者並びに家庭が増加している。専門的な支援も必要とするケースも増えているので対応する保育士の保護者理解を学ぶ。
- ・ケース会議 保護者の抱える問題点の共有。誰が対応するかの確認と方法の共有

○ICT化の促進

- ・パソコンの活用。
- ・ズーム会議の活用。
- ・各種フォーマットの作成。

○安全管理の強化

- ・事業継続計画を作成する。（コロナ感染を含む）
- ・HACCPの義務化

2、保育理念

(1) 保育園理念

- ・一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育てほしい。
- ・人間としての自立に向かって親と保護者が協力して子どもの成長を育み見守るという子育ての共同化を目指します。
- ・そのために子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。保育園は親が安心して預けられる、相談できる場であり、地域の核となることを保育園の理念とします。

(2) こんな保育園に

- ①働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる保育園に。
- ②集団生活を通して子ども達の自立へ向けての土台をしっかり耕すことができる保育園に。

- ③保護者が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたる保育園に。
- ④子どもと子ども、子どもと保護者、保護者と保育者、保護者同士、保育者同士がともに育ちあえる保育園に。
- ⑤地域住民との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる保育園に。
- ⑥地域の保育、教育、医療と連携し保育の向上を求め続ける保育園に。
- ⑦平和な社会をめざしていける保育園に。

3、今年度の重点課題

(1) 法人職員として

- ・法人内の事業所間で連携をとり交流を図る。
- ・新保育所保育指針について内容と実践の理解を深める。
- ・新子育て安心プランについて学ぶ。
- ・「共同保育」の園理念のもとに、保護者と共に子どもを育てていく。
- ・法人の将来について職員間でも考え3年後、5年後、10年後の計画をたてる。
- ・職員育成の体系化を目指し作成した「成長マップ」を活用し見直していく。

(2) 保育について

- ・保育の特色「考える力を育てる保育」の意味を全職員で一致する。
- ・保育、保健、食事の3つの視点で連携をとり子どもを育てていく。(3本柱の保育)
個々の職員も3つの視点を持って子ども理解をする。
理解するにあたってそれぞれの柱を担う職員の仕事の内容や立場を尊重する。
保育について保護者と基本から共有する。
- ・うたやリズムの大事な視点を共有し、子ども理解と保育実践の質を高めていく。
- ・観劇、質の高い生の演奏や、うたなどに触れられる行事をつくり、子どもに豊かな文化を伝える機会を増やす。
- ・保健の視点から、健やかな身体作りに取り組む。
- ・食育に取り組み、子どもの心と体を育てる。
- ・園外保育を増やし、豊かな経験を重ねることを工夫する。

保育課程の理念を実践し「地域の核」を目指して次の事業を実施する。

I 保育事業

1、通常保育事業

2、特別保育事業

- ① 産休明け保育
- ② 延長保育事業 0歳児の受け入れ

- ③ 障がい児保育事業
- ④ アレルギー児対応事業
- ⑤ その他の独自事業（合宿ができないときは代案を考える）

3、地域子育て支援

- ① 一時預かり事業（クラスで受け入れる。0歳児は定員が充足するまで受け入れる。
1・2歳児の新規は原則10月以降、幼児は適宜面接して決める）
- ② 子育てひろば（独自）
- ③ 小中高生の育児体験の受け入れ（要請があった時は引き受ける）
- ④ 保育体験（園庭開放・食事体験・保育所体験）1組単位で丁寧に行う。
- ⑤ 出産を迎える親の体験学習（赤ちゃん講座）
- ⑥ 保育拠点活動支援（実習生の受け入れ）
- ⑦ 赤ちゃんふらっと事業
- ⑧ 母子通園

4、サービス点検調整事業

第三者評価を受審する。

5、その他

園の独自行事(わらしこまつり)

(3) 保育所を利用する子どもの保護者への支援

様々な困難を抱え、支援が必要な家庭が増加している。また各家庭においても個々の状態に合わせた対応や支援が必要とされている。

そんな中で懸命に子育てをしている保護者を尊重し、保育内容を丁寧に伝え子どもの様子を共有して、子育ての伴走者としての立ち位置で家庭支援を行う。

関係機関と連携が必要な児童並びに保護者には家庭支援という立ち位置で連携をとり、保護者支援を行う。

保育所の重要な役割として地域に開かれた保護者支援がある。虐待など不適切な養育で特別な支援を必要とするケースも増えていることを考慮し関係機関への連携を習得する。

必要に応じてケース会議をおこなう。保育（子ども）－保育主任、療育－看護師、保護者－園長が中心となり会議を招集する。

- ・相互理解・・・日常の様子、保育の意図などを丁寧に発信する。

保育活動への参加を積極的に促し子育てへの参加を積極的に促す。

- ・個別の支援・・・保護者の状況に応じて多面的に支援する。

発達や障がいへの個別の課題に、関係機関や臨床心理士との連携を図りながら丁寧に支援する。

- ・育児不安・・・保護者の不安に個別に対応する。

要保護支援を検討するケースにはチームで関わり通告が必要な場合は速やかに対応す

る。

(4) 職員育成

職員全員でわらしこの保育の継承並びに、こども観、保育観を一致していくために園内研修を行う。
園内研修・・・リズム研修、乳児・幼児・食育・保健、その他、必要に応じて処遇改善者以上が積極的に企画する。

山田先生の歯から見る保育について学ぶ

処遇改善研修・・・2023年以降要件適用が変更となるが、必須の研修を受講する必要がある。
リモートや府私保、経営懇などの研修を活用して、積極的に受講に努める。

4、児童定員・開所時間

定員100名

0歳児・・・12名 1歳児・・・15名 2歳児・・・16名

3歳児・・・19名 4歳児・・・19名 5歳児・・・19名

開所時間：通常保育時間 7時～18時

延長保育事業 18時～19時

わたげのクラスを設け、0歳児・1歳児ともにきめ細やかな保育をする。

5、職員配置

常勤職員 22名 園長（1）、保育士（16）、看護師（1）、栄養士（1）、調理員（2）
事務員（1）

パート職員 21名 8時間（7）、保育補助（10）、調理補助（4）

駐輪場整備 2名

学生アルバイト 1名

6、運営方針

運営管理を円滑に行うために、以下の会議をおく。

・職員会議・・・概ね月1回（2H）8月を除く。（2時間×11か月）

全職員で保育をするうえで必要な情報の共有と、運営上の業務遂行の連絡。

・総括会議・・・6月、9月、1月、3月。（2時間×4回）

保育実践を期毎に振り返り、年間計画の実行状況を0～年長まで見通してわらしこの保育を積み重ねていく。

・園長、主任会議・・・必要に応じ設ける。概ね週1回を基本とする。事務も参加。

運営に関する情報の共有と、各種会議に向けてのレジメ作成、方針の確認などの一致。理事会報告。園長会報告など。業務内で実施。業務時間外は超勤。

- ・セクションリーダー会議・・・園長・主任・副主任・Bリーダーで保育や業務運営上の情報の共有と意見交換。概ね月1回。(2H×11か月)
 - ・厨房会議・・・月1回。8月を除く。(2H×11か月)
厨房職員の定期的な会議。毎月の献立や行事食の計画や提案の会議。園児の食に関する情報の共有。業務の伝達など。
 - ・クラス会議・・・概ね月1回。8月を除く。(2H×11か月)
クラス運営のための会議。幼児の一人担当は、合同(3～5歳)で行う。
Bリーダーが運営を担う。
 - ・パート会議・・・必要に応じ設ける。年2回程度。(2H×21名×2回)
時間給で支払う。
 - ・運営委員会・・・園運営について各組織(理事会・職員会・保護者会・職員代表)から代表者を出し情報共有の場とする。
それぞれの立場から要求があれば出し、討議し持ち帰る。
法人運営については、意見を出せる。(2時間×3回)
 - ・法人運営会議・・・適正な法人経営を確保するための会議
構成メンバーは理事長・各施設長(5施設)・法人事務長
 - ・各種行事会議・・・運動会・まつり・芽吹き会・巣立ち会(2H×4行事×2回)
- その他必要に応じての会議を設ける。

各種係りを設置し、職員全員が分担し運営していく

- ・教材発注・管理
 - ：保育教材・教材庫の管理
 - ：修繕が必要なものは職員に声をかける。
- ・衛生
 - ：園内、厨房内の衛生管理
- ・備品
 - ：保育材料以外の備品の発注、整理
- ・教材発注、管理
 - ：保育材料、教材庫の管理
- ・アルバム
 - ：卒園アルバムの制作の中心になる。
- ・福祉まつり
- ・絵本
 - ：絵本、紙芝居等の管理、注文。

・園内整備、園庭整備

：危険箇所チェックを月に1度行い、改善箇所があったら主任まで報告する。

：園内・園庭の環境整備について、気が付いたことがあったら、職員全体に呼びかけ、協力して清掃及び整備をする。

・職員室整備

：自主的に職員が整備に努める。

・職員会議

：主任が統括し運営に当たる。(準備・進行・片付け)

：副主任が議事録作成を担う。

：主任は職員会議と総括会議で皆に伝えたい情報資料などをコピーして配布する。

・園内研修

：セクション会議にて決める。

・アウトリーチ係

：福祉での地域支援を考え地域で何ができるか模索する。将来構想とも連動する。
ホームページの作成に携わる。

7、保育方針

子ども像

① 自然を愛し、四季の変化の中で五感を使って遊び切る子ども。

自然の中で遊具に頼らず十分遊んで心身を開放させ、発見し、学び、感謝し、好奇心や関心を持ち四季の自然を愛しんでほしい。

遊ぶことは子どもの仕事。とことん遊びきることで意欲、活動力、集中力を育て丈夫でしなやかな心と身体になり、働くことが好きになってくるのです。

基本は基礎体力がしっかりあること。

生活リズム、食べること、睡眠を整え、筋力をつけること、脱力することに配慮した保育で、病気に負けない免疫力、神経系の強化を図ります。

② 豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばす子ども。

楽しい生活を作りあげていくこと。それは、四季折々の季節感を盛り込んだ、ていねいな生活。

明日へと積み重ね作り上げていく生活です。主体的な行動が、自信を育みます。豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばします。大人も子どもと生活する者として生活することを大事にする。

③ 集団の中で自己を表現する力をつけ、友達を受け入れ仲間と共に育ち合う子ども。

子ども自身が言葉や態度で、意思を表現しようしたり、伝えること、これらはとても大切なことです。そして、それが表明できる人的環境があるということが、とても重要です。大人が子どもに向き合い、言葉を使って関係を積み重ねることで、人への信頼関係を育てます。

保育の目標

保育の中で現在の子どもたちに必要な力は、丈夫で・しなやかで・健康な心と身体を基本とし、以下の五つの力を豊かな生活体験をしながら育んでいきたいと願っています。この5つの目標を、全体で深め、理解していき、一致させる。

- ① 人とかかわっていける力(社会的能力)
- ② 働ける力(労働能力)
- ③ 言葉で伝えられる力(言語的能力)
- ④ 知っていく力(認知能力)
- ⑤ 生命をはぐくみ育てていける力(健康管理能力)を豊かな生活体験をしながら育んでいくことが保育目標です。

保育の特色(3つの力を育てる保育)

わらしこのいろはを用いて、もう一度学問と結び付けて保育を理解する。

わらしこの保育は生きる力を育てます。生きる力は次の3つの力で構成されます。

① 心と身体のバランスをとる力

- ・身体の発達と心の発達を学び深める。
- ・身体のバランスは、心のバランス。ともに安定させます。
- ・食事は和食中心で、成長に必要なバランスのとれたものを食します。
- ・毎日の戸外遊び、マットでの全身マッサージ、リズム運動を取り入れ血行を促し、しなやかな身体をつくります。

② 考える力

- ・子どもを一人の人間として尊重し、自らが多くの生活体験の主体者だと実感させます。そして、その体験を通して自分で考える力を引きだしていきます。
- ・視て、聴いて、触って、感じることで自己を表現する力も言葉とともに、育てます。
- ・自己の内面の自我を育てます。
- ・大人は子ども以上に考え、考える力を引き出す。

③ 仲間と繋がる力

- ・基本になるのは、まず、「自分」がしっかりあること。自然の中での様々な体験が自分への信頼となり学齢期への原点となるよう、知識より知恵としての力をつけます。
- ・レジリエンス力をつける。

8、家庭支援

- ・必要に応じて個人面談などを実施して、保護者と子どもの様子を共有し、共に育てていく視点を持つ。
- ・保育参加を通して保育への理解を深めてもらい、子育てを共有する。

- ・保育参加の希望は各クラスで受け、保護者が事務所で申し込み書類を記入する。事務所で申込書の管理をして、クラスと栄養士に報告する。食費は当日実費徴収する。（４００円）
- ・個別支援が必要な家庭には、カンファレンス会議を設け、担当職員だけで対応するのではなく、関係機関や園全体で連携を取り丁寧に対応し、家族の自立を支援する。

9、食育・アレルギー

- ・健康な心と体は毎日の食生活の積み重ねにより作られると考え、その食事は和食中心で昼食、おやつ、補食の全てを手作りが大切だと考え提供する。
- ・乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験を育まれるよう食育に取り組む。
- ・食の大切さを保護者へ伝えるための啓蒙活動（献立表、食事レシピ、面談、離乳食の写真提供など）
- ・食の発達（離乳食のすすめ方）を改定したので保育と連携して確認する。
- ・畑の管理や収穫を通して保育に還元する。
- ・食事だよりの発行 月1回

食事内容

- ・旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものや、有機栽培したものを中心に使う。
- ・子ども達の味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように薄味で調理する。
- ・伝統食品や郷土食を手作りすることで食べ物の文化を継承していく。
- ・子どもの育ちを食の面から支えていくという視点を持つ。
- ・近年、食の貧困を感じている。子どもや保護者に食の大切さを発信する。

アレルギーについて

- ・食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、牛乳は使用しない。
- ・個別の食物アレルギーについては医師の指示に従って対応し、安全な食事を提供する。

4歳児 大豆加工品・ごま・豆腐類

10、保健・療育支援

保健

健康についての考え方として自然治癒力・免疫力を大切にする。

基本的な生活（よく眠り、よい食事、たっぷり遊ぶ）を繰り返しながら体力をつけ、免疫力を高め、自律神経を鍛えていく。四季の中で暑い、寒い、冷たいなどを子どもが感じとり本来「人間が持っている力」「自然と向き合う力」「治す力」を使い育っていくことを促す。

- ・全園児健康診断 年2回（5月、10月）

- ・歯科検診 年1回(6月)
- ・職員健診 年1回(9月)
- ・身長、体重測定 毎月
- ・職員検便実施 毎月
- ・保健だよりの発行 月1回

療育

- 0歳児 1名(染色体欠損) 予定
- 1歳児 1名(ダウン症候群)
- 2歳児 1名(水頭症)
- 4歳児 2名(ダウン症候群)(自閉症児)
- 5歳児 1名(ダウン症候群)

- ・齊藤公子の「子どもから学ぶ」「どの子も育つ」という実践を職員で一致させていき、すくすく児を通してクラス全体の保育を振り返る視点を持つ。また、家庭背景や親の想いを知り支援をしていく。
- ・医療機関と連携をとり療育を進める。

園医(小林先生) 歯科医 山田先生

小暮医院(脳神経) 瀬川クリニック(小児神経内科)、
 榊原記念病院(心臓外科) 保健機関(保健センター)、
 相談機関(児童相談所・保健センター・たち)
 永谷郁夫、涼子さん(保育アドバイザー)、藤後悦子(臨床心理士)
 都立小児総合医療センター、T o s s i e(児童発達支援事業所)

1 1、環境整備

- ・職員一人一人が安全な保育環境を整えていくために清掃や危険箇所チェックを心掛ける。
- ・樹木や土、砂など感覚を整える環境を整えるために季節の剪定や土・砂などの搬入を怠らないようにする。
- ・遊具の破損や補充を常に検査する。
- ・石や木の枝、落ち葉など子どもの怪我につながらないよう、園庭整備する。
- ・ティールームや倉庫、教材庫などの整理整頓をする。
- ・職員室も環境の一部として清掃を行う。

1 2、専門職の関わり

- ・育児困難児や保護者が複雑な事情を抱えている家庭に対しては、臨床心理士(藤後さん)と連携をとり、保育園で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようにする。

- ・配慮を必要とする児童に関して行動観察を行い、カンファレンスを実施する。
- ・地域に専門的なアドバイスを必要とする家庭・保護者・職員に相談支援を実施する。

1 3、研修計画

- ・園内研修の計画を作成し取り組む（別紙）
- ・危機管理、安全対策、個人情報についての研修への取り組み。
- ・府私保、その他関係機関の研修への参加。
- ・個人の研修計画の策定と自己研修の推奨、成長マップの確認。
- ・他園との交流や、見学の実施。
- ・処遇改善に必要な研修への参加。

1 4、働き方改善への取り組み

- ・事務仕事については省力化を目指し、お互い協力し合い事務時間の確保に努める。
タブレットの運用を開始する。
仕事の効率化を図るためパソコンを導入し労働時間の改善を目指す。
ルクミー（午睡チェック）を使用する。
- ・各種会議は時間内に終了するように、議題の整理や進行の計画を事前に立てる。
クラス会議はクラスリーダーが計画し進行する。
セクション会議については、副主任と各クラスリーダーで事前に上記の計画を立てて行う。
リーダー会は主任がレジメを書き事前にメンバーに周知する。
職員会議は主任がリーダー会や園長・主任会を経て執り行う。
園主催の行事は実行委員が中心になり職員みんなで行う。

1 5、年間行事計画

月	こども	保護者
4月	入園、進級、	全体懇談会（リモート）
5月	子どもの日の集い（春合宿）	
6月		
7月	プール開き 七夕の会	
8月		
9月	まつり（園児のみ） 敬老の日の会	
10月	お月見の会、（秋合宿）、運動会	運動会

11月	芋煮会	
12月	おたのしみ会	
1月	もちつき（見学のみ）	
2月	節分 芽吹き	
3月	ひな祭り、地球さんを送る会 巣立ちの会	懇談会（0～5歳児）卒園式

* 遠足・クラス懇談会等は各クラス随時企画する。* 誕生会は毎月個人に合わせ行う。

* コロナ対策のため、感染状況次第では行事の内容見直す、または変更もありうる。

16、安全管理

近年様々な自然災害が多く発生していることから、長時間園で生活する子どもたちの安全を確保することは重要である。

どのような災害が発生するかを多様に想定し安全確保や事業継続計画を作成する。

職員の危機管理の意識を高めるとともに、子ども自身が災害から自分の身を守るという意識と行動を身に着けることも重要だと考える。

新型コロナウイルスの感染拡大の予防に最大限努力する。

不審者対応マニュアルを作成する。

非常災害等への対策

防犯設備	学校 110 番(非常通報装置)、警備会社通報装置、暗証番号式自動ドア
防災設備	火災通報装置、自動火災探知器、煙感知器、誘導灯及び消火器
消防計画作成 届出年月日	旧府中市白糸台消防署平成 25 年 7 月 24 日届出済
防火管理者	大伴美砂子
定期訓練	(1)避難訓練・消火訓練:毎月 1 回以上実施 (2)総合防災訓練(引き渡し訓練を含む):年 2 回
避難場所	(1)1 次避難場所:府中市立第十小学校 (2)2 次避難場所:多磨霊園
災害発生時の 対応	災害発生時においては、保護者等の引き取りのあるまでの間(開園時間外を含む)、引き続き児童を保護する。

緊急時の対応

対応方法	園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じる。なお、
------	--

	保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行う。	
救急・消防	管轄	東京消防庁府中消防署朝日町出張所
	所在地	府中市朝日町 3 丁目 13 番地
	電話	042-363-0119
警察	管轄	警視庁府中警察署及び白糸台交番※
	所在地	府中市府中町 1-10
	電話	042-360-0110

【特注】※白糸台交番は、直通電話がないため府中警察署に電話をしてつないでもらいます。

緊急時の避難について

地震の時

※避難集合場所…南側園庭
※第 1 避難場所…府中市立第十小学校
※第 2 避難場所（広域避難場所）…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所を園舎前に掲示する。 ・可能であれば緊急児童カードにもとづいて連絡をする。 ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

火災の時

<p>※避難集合場所…園舎より火災が発生したときは園庭に避難する。</p> <p style="text-align: center;">近隣建物より火災が発生したときは園庭に避難後、第 2 保育園に避難する。 状況により第一避難場所へ移動する。（火災発生状況によっては園庭ではなく別の敷地内に避難する場合もある）</p> <p>※第 1 避難場所…府中市立第十小学校</p> <p>※第 2 避難場所（広域避難場所）…多磨霊園</p>
--

◎保護者への連絡方法

<ul style="list-style-type: none"> ・緊急児童カードにもとづいて保護者へ連絡する。

・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

不審者対応

不審者の園内侵入に対応するマニュアルを作成し、全職員で周知する。

17、苦情解決第三者委員の取り組み

第三者委員

概要	苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立つ第三者委員を設置する。		
第三者委員	河内 昌毅	携帯	090-4959-1114
	花原 幹夫	電話・FAX	042-392-0197
	芝 喜久子	携帯	080-1088-2090

苦情解決システムを園内に設ける。

わらしこ保育園で生活する子どもの保護者、地域からの苦情を解決するためのシステム。

苦情解決責任者・・・園長

苦情受付係・・・保育主任

苦情解決委員・・・園長・主任・クラス代表者

ノート、口頭での苦情・意見・要望を a, b 用紙を活用して記録する。

会議は苦情解決責任者の判断で必要に応じて開かれる。

18、ボランティア、実習生の受け入れ

近年の人材確保が困難な中、実習生受け入れは次世代の保育者を育てるためにも積極的に受け入れを行ない、人と関わることや仕事が楽しいことを伝えていく。

小、中、高生の受け入れも積極的に行い意欲を持って関わられるように努める。

感染症対策は徹底する。

19、地域支援と地域との関係

- ・在宅子育て事情を知り、地域の中での子育て支援の意味を積極的に職員間で深めていく。
- ・全体的な計画の保育園の社会的責任を職員間で共有する。
- ・地域の中で保育をしていく上で、共存について意識と自覚を高める。
- ・他施設との交流を深める。

① 子育てひろば

・主として乳幼児（0歳から3歳まで）をもつ親とその子が気軽に利用でき、交流できる場を提供する。

【リズム遊び】 今年度は中止とする。

【赤ちゃん講座】 歩行前の保護者を対象に子どもの見方や子育ての学びを提供する。

ロールマットで体の凝りや左右差などを見る。

感染症の拡大によって決定する。

【子育て相談】 日常的には、園長・主任・栄養士・看護師が相談にあたる。

記録に残す。（専用ファイル）

【園庭開放】 不定期で希望者があれば実施。地域の方が自由に集える場として園庭を利用できる。1回の利用は1家庭として丁寧にかかわる。

【食事体験】 園庭開放を利用後、園の給食を実費で食することが出来る。

大人 400円 子ども 300円

1回の利用を1家庭として丁寧にかかわる。離乳食は実施しない。

【掲示板】 子育ての悩みなどを書いたものを投函してもらい、保育主任・看護師・栄養士が中心となって、返事を書き掲示する。

② 地域支援事業

[保育所体験特別事業]

目的：保育を必要とする地域の親子に園舎を開放し入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

・同世代の子どもの姿を見て、子どもの発達のことや、子育ての方法を知ってもらうこと、感じてもらうこと。

・保育体験の時間は午前中を基本とする。

・離乳食の相談は厨房として受ける。

・利用者には事務所で名前・年齢・住所等を記録してもらい料金を頂く。

食費は、大人400円、子ども300円。

感染症の拡大によっては中止。

[赤ちゃんふらっと事業]

急な授乳やおむつ替えの立ち寄りスペースを提供する。

医務室、0歳児室。

感染予防を実施する。

【職場体験】 小・中学生の育児体験（職場体験）の受け入れ要請があれば検討する。

【保育拠点活動支援】 高校生、大学生、専門学校の実習生の受け入れ学校と連携し相談し

ながら実施する。

【母子通園】

地域の要請を受け、保育の視点や療育の視点を希望する母子へのアドバイスや集団生活の体験。園庭開放や保育体験を発展させたもの。

一時預かり、定期利用保育事業の実施

定期利用者・・・保育認定書を持ち継続的な就労により保育が必要な場合。

一時預かり・・・リフレッシュなど、利用理由は問わない。

クラスに所属し保育する。

他園との交流

- ・わらしこ第2保育園との実践交流。
- ・児童発達支援事業所「Tossie」との交流保育。
児童の受け入れと実践交流。
- ・愛知県、ももの木保育園、のいちごこども園の受け入れと実践交流。

20、広報活動

保育園の情報はホームページなどで公開する。

ホームページの更新を適時行う。

21、福祉サービス第三者評価の受審

今年度実施。9～11月ごろ予定。

22、その他、園の独自事業

すべて新型コロナウイルスの感染度合いによって判断する。

・卒園児との交流

園の行事や取り組みを通して卒園児と交流する。

・合宿

春・秋の2階の取り組みを通して自立の意識を育てる。

子ども同士・職員との共同・協働の生活を送る。

自分に対する自信（自己肯定感）を育む取り組みをする。

・まつり

保育の一環として地域やOBとの交流を図る。

- 保育の内容を地域や保護者に伝える。
- まつりに向けて各クラスの取り組みを実施する。
- ・文集 検討する。
- 保護者主催の文集づくりに協力する。
- 原稿の提出、写真の提供の協力

わらしこ保育園 役割・業務について

<体制表> 別表を参照

以 上

令和 4(2022)年度 わらしこ第 2 保育園事業計画書

はじめに（基本方針・事業計画を立案するにあたって）

コロナウイルスの感染拡大は保育園にも大きな試練を連れてきています。まず、少子化が加速して、政府の予想よりも早く影響が出ています。令和 4 年度は運営開始以来初めてである 0 歳児の定員が半分しか埋まらないという現実が生まれました。府中市では 63 保育所のうち、全ての定員を充足しているのは 13 保育所となっており、50 保育所で計 391 人の空きがあります。そして 0 歳児は 14 保育所 35 人の空きとなっています。(3 月 4 日現在) そして、感染予防の対策のために、わらしこ第 2 保育園として大事にしてきた保育の制限がやむなく必要となりました。これにより保育の中身について十分に理解を求めていく困難さも反映したと思われる。

わらしこ第 2 保育園での事業の展開は、若い職員も多いことから丁寧に職員の意見を聴取し、職員の協力のもとに行うことを通して、職員の保育力・人間力の向上を図り、保育内容の一層の向上を図ることを今年度の重要目標として定めます。そのため、運営の基本的考えとして以下を明記して、事業計画書を作成します。

1. 子どもとご家族の最善の利益を常に第一にして、子どもの成長・発達に必要な保育をすべての職員が共に進めます。
2. 職員一人一人を大事にしてそれぞれの持つ力が、自分らしく発揮できるように、意見を大切に運営していきます。
3. コロナウイルスの感染予防を徹底しながらも、わらしこ第 2 保育園がこれまで大切にしていたことを全職員で確認しながら可能な方法を追求して実施していきます。

これらを実現するために、全職員と必要な情報共有の徹底を図ります。また、会議での決定を基本的に職員の意見が反映しやすい仕組みを検討し実施していきます。2 の運営があつてこそ 1 が実現できることを基本的な考え方として進めます。

2、保育理念

(1) 保育園理念

わらしこ第 2 保育園では、子どもたちの育ちに次の願いをもって保育を行います。

- ① わらしこ第 2 保育園に関わる全ての子どもたちが、安心できる大人のもとでのびのびと育ち、人と人との関係で生じる温かさや信頼を実感して、人類の平和と文化に貢献できる基礎が育つように願い、保育を常に向上させることに努力します。
- ② 保護者の願いを共に考え、保護者と協力して子どもの成長を育み見守る共同子育ての追求を通

して保護者と大人(保育園の)の共通の願いを一緒に実現することに努力します。

- ③ 子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を第一にして、保育園が保護者に信頼され、安心して預けられる場、相談できる場となり、地域の子育ての核となるために努力します。

(2) こんな保育園に

- ① 働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる保育園に。
- ② 集団生活を通して子ども達の自立へ向けての土台をしっかり耕すことができる保育園に。
- ③ 保護者が心身共にゆとりを持てるように支援し、共同子育ての仲間になれる保育園に。
- ④ 子どもと子ども、子どもと保護者、保護者と保育者、保護者同士、保育者同士がともに育ちあえる保育園に。
- ⑤ 地域住民との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる保育園に。
- ⑥ 地域の保育、教育、医療と連携し保育の向上を求め続ける保育園に。
- ⑦ 一人一人を大事にし、安心が広がる場、平和な社会をめざしていける保育園に。

3、今年度の重点課題

(1) 法人職員として

- ① 法人の職員として、一人一人が保育園のことだけでなく、法人の事業を知り、事業所間で連携を図れるようにしていく。可能な範囲で交換研修なども計画する。
- ② 法人の中長期構想について、全職員がかかわりを持ち考えられるように配慮して進めていく。

(2) 保育について

- ① 保育、保健、食事の3つの視点で連携をとり子どもを育てていく。
(3本柱の保育を一致する) 個々の職員も3つの視点を持って子どもを理解する。
わらしこの保育の基本となる考え方であり、全職員が深く理解するために計画的に研修と話し合いを進めていく。
- ② 成長マップを活用し保育内容の理解を深めていく。また、振り返りや進捗状況も確認していく。
(成長マップの活用方法について検討していく) できるところから活用する。
- ③ 観劇、質の高い生の演奏や歌などに触れられる行事をつくり、子どもに豊かな文化を伝える。
- ④ 畑を利用した食育に取り組み、子どもの心と体を育てる。
- ⑤ 園外保育で豊かな経験を重ねる。またコロナ禍で昨年度実施できなかった松之山合宿について話す場を設け、考えていく。松之山にこだわらず可能性を追求する。

(3) 保育所を利用する子どもの保護者への支援

- ① 様々な困難を抱え、支援が必要な家庭が増加している。また、各家庭においても個々の状態に合わせた対応や支援が必要とされている。専門的な支援も必要とするケースも増えているので、臨床心理士とも連携しながら、支援を行っていく。
- ② 懸命に子育てをしている保護者を尊重し、保育内容を丁寧に伝え子どもの様子を共有して、子育ての伴走者としての立ち位置で家庭支援を行う。
- ③ 専門的なソーシャルワークを活用するための取り組み準備を具体的に始める。ケース会議を必要に応じて実施し、保護者の抱える問題点の共有、誰が対応するかの確認、どのように関わっていくか等具体的な対応方法も共有していく。

(4) 職員育成

- ① 職員一人一人の保育観の獲得とわらしこの保育の継承並びに、こども観、保育観を全職員で一致していくために研修を行う。
- ② 園内研修・・・リズム・うた研修、ロールマツト研修は職員の意見を反映できる形で実施。
(研修係を中心に内容を検討していく)
歯科医研修、臨床心理士研修、ビジネスマナー研修、管理職に対するマネジメント研修
- ③ キャリアアップ研修を引き続き実施する。

(5) その他

- ① 組織形成、マネジメントに関する取り組みとして、「園長、主任、事務会議」「園長、主任、副主任会議」「リーダー会議」「職員会議」その他の会議を有機的につなげる仕組みを検討して、4月初めには決定して園の運営を担っていく。
- ② 安全管理の強化としてBCP（事業継続計画）の作成（コロナ感染等感染症にも対応するもの）
- ③ ICTソフトの活用を5月予定として進める。昨年度に引き続きPCやタブレットの活用、またオンライン会議も実施していく。

4、児童定員・開所時間

定員100名

0歳児・・・6名 1歳児・・・18名 2歳児・・・19名
3歳児・・・19名 4歳児・・・19名 5歳児・・・19名

開所時間：通常保育時間 7時～18時

延長保育事業 18時～19時

5、職員配置

常勤職員 23名 園長（1名）保育士（16名）看護師（1名）栄養士（1名）
調理員（3名）事務員（1名）
パート職員 17名 保育補助（12名）調理補助（1名）子育てひろば担当（2名）
（+1） 駐輪場整備（2名）

6、運営方針

運営管理を円滑に行うために、以下の会議をおく。

（令和4年度は見直しを図りつつ実施するため、現段階では以下の予定で行うが改善を図る。）

- ・職員会議…月1回（2H）
- ・総括会議…期ごとに長時間会議（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期ともに土曜日開催）
（Ⅰ期 4・5・6月 Ⅱ期 7・8・9・10・11月 Ⅲ期 12・1・2・3月）
- ・**園長、主任会議、園長・事務会議、園長・主任・事務会議…**必要に応じて設ける（月2回程度）
- ・園長、主任、副主任会議…月1回
- ・リーダー会議…月1回
- ・厨房会議…月1回（2H）
- ・乳児会、幼児会…月1回（2H）
- ・クラス会議…月1回（2H）
- ・パート会議…とりまとめ役を選任して定期的実施する

〈乳児会〉* 毎月開催で下記の月のみテーマあり。

- 4月初めか中旬…新年度に入り、保育の様子とその他諸々。
- 6月…プール、水遊びに向けて
- 9月初め…運動会に向けての保育について
- 11月初め…後半の保育について
- 1月初め…年度末に向けての保育について
- 3月…新乳児会

〈幼児会〉* 毎月開催で下記の月のみテーマあり。

- 4月…新年度に入り、保育の様子とその他諸々。年長合宿についての目的、計画など。その他。
- 6月初め…プール・水遊びに向けて
- 9月…運動会に向けての保育について合宿について計画など。

11月初め・・・後半の保育について

1月・・・年度末に向けての保育、年長卒園期についての保育。

3月・・・新幼児会

職員全員が分担し運営していく、各係りでマニュアルを基に実施。また、マニュアルの見直しや再検討も実施して、より使いやすいマニュアルにしていく。

※今年度は進行状況の確認を定期的実施していく。（主任・副主任で相談し確認していく）

・教材発注・管理・絵本・・・

：保育教材・教材庫の管理

：絵本、紙芝居等の管理、注文。

：修繕が必要なものは職員に声をかける。

・園内整備・・・

：常に園内を見渡して、園内の美化に努める。

：気になる場所があったら、他に呼びかけたりして、清掃及び整備をする。

・園庭整備・・・

：常に園庭を見渡して、気になるところがあれば他に呼びかけたりして整備を心がける。

：夏場のシェイド掛けや簾掛け等必要なことがあれば、他に呼びかけて設置する。

・職員室整備・・・

：職員室（職員室前トイレ含む）を見渡して、美化に努める。

：気になる場所があったら、他に呼びかけたりして、清掃及び整備をする。

・園内研修・・・

：園内研修の計画を、主任に相談しながら立てる。

：当日の接待と研修会の司会・進行を行う。

：研修報告書を、皆に呼びかけ集める。

・畑統括・・・

：畑を通して食育の発信。

：畑の管理、運営、保育との連携。

・職員会議・・・

：職員会議、総括会議の際の会場設定を皆に呼びかけて行う。

：会議録の采配、収集、確認をして主任に提出する。

7、保育方針

子ども像

① 自然を愛し、四季の変化の中で五感を使って遊び切る子ども。

自然の中で遊具に頼らず十分遊んで心身を開放させ、発見し、学び、感謝し、好奇心や関心を持ち四季の自然を愛しんでほしい。

遊ぶことは子どもの仕事。とことん遊びきることで意欲、活動力、集中力を育て丈夫でしなやかな心と身体になり、働くことが好きになってくる。

基本は基礎体力がしっかりあること。

生活リズム、食べること、睡眠を整え、筋力をつけること、脱力することに配慮した保育で、病気に負けない免疫力、神経系の強化を図る。

- ② 豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばす子ども。

楽しい生活を作りあげていくこと。それは、四季折々の季節感を盛り込んだていねいな生活。明日へと積み重ね作り上げていく生活である。

主体的な行動が、自信を育みます。豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばす。

- ③ 集団の中で自己を表現する力をつけ、友達を受け入れ仲間と共に育ち合う子ども。

子ども自身が言葉や態度で、意思を表現しようしたり、伝えたりすること、これらはとても大切なことである。そして、それが表明できる人的環境があるということが、とても重要です。大人が子どもに向き合い、言葉を使って関係を積み重ねることで、人への信頼関係を育てる。

保育の目標

保育の中で現在の子どもたちに必要な力は、丈夫で・しなやかで・健康な心と身体を基本とし、以下の五つの力を豊かな生活体験をしながら育んでいきたいと願う。

- ① 人とかかわっていける力(社会的能力)
- ② 働ける力(労働能力)
- ③ 言葉で伝えられる力(言語的能力)
- ④ 知っていく力(認知能力)
- ⑤ 生命をはぐくみ育てていける力(健康管理能力)を豊かな生活体験をしながら育んでいくことが保育目標である。

保育の特色(3つの力を育てる保育)

- ① 心と身体のバランスをとる力
 - ・身体のバランスは、心のバランス。ともに安定させる。
 - ・食事は和食中心で、成長に必要なバランスのとれたものを食する。
 - ・毎日の戸外遊び、ロールマット、リズム遊びを取り入れ血行を促し、しなやかな身体をつくる。
- ② 考える力
 - ・子どもを一人の人間として尊重し自らが、多くの生活体験の主体者だと実感させる。そして、その体験を通して自分で考える力を引きだしていく。

- ・視て、聴いて、触って、感じることで自己を表現する力も言葉とともに育てる。
- ・自己の内面の自我を育てる。

③ 生きていく力

- ・基本になるのは、まず、「自分」がしっかりあること。自然の中での様々な体験 が自分への信頼 となり学齢期への原点となるよう、知識より知恵としての力をつける。

8、家庭支援

- ・懇談会や個人面談などを実施して、保護者と子どもの様子を共有し、共に育てていく。
- ・保育参加を通して、保育への理解を深めてもらい子育てを共有する。
- ・保育参加の希望は各クラスで受け、主任と栄養士に報告する。食費は実費徴収する。
(400円)
- ・個別支援が必要な家庭には、担当職員だけで対応するのではなく、関係機関や園全体、また臨床心理士とともに連携を取り丁寧に対応し、家庭の自立を支援する。
ケース会議を必要に応じて実施し、保護者の抱える問題点の共有、誰が対応するかの 確認、どのように関わっていくか等具体的な対応方法も共有していく。

9、食育・アレルギー

- ・健康な心と体は毎日の食生活の積み重ねにより作られると考え、その食事は和食中心で昼食、おやつ、補食全てを手作りすることが大切だと考える。
- ・乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験を育まれるよう食育に取り組む。
- ・食の大切さを保護者へ伝えるための啓蒙活動
おいしいたより(給食便り)の発行月 1 回、保護者面談、説明会、離乳食の写真提供など
- ・畑を活用し、園の食材としての供給だけでなく、保育と連携し畑を通して食育の実践をしていく。
今年度もむらしこ保育園の厨房と連携とり、Tossie の療育支援も含めて畑の活動を行っていく。

食事内容

- ・旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものや、有機栽培したものを中心に使う。
- ・子ども達の味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように薄味で調理する。
- ・様々な食材や調理方法を取り入れて幅広い食を経験する機会を設けていく。

アレルギーについて

- ・食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、牛乳は使用しない。
- ・個別の食物アレルギーについては医師の指示に従って対応し、安全な食事を提供する。

1 0、保健・療育支援

保健

健康については「自然治癒力」を大切にする。基本的な生活（よく眠り、よい食事、たっぷり遊ぶ）を繰り返しながら体力をつけ、免疫力を高め、自律神経を鍛えていく。四季の中で暑い、寒い、冷たいなどを子どもが感じとり本来「人間が持っている力」「自然と向き合う力」「治す力」を使い育っていくことを促す。

園医(小林美由紀先生)の指導を得て、看護師を中心にして、コロナウイルス感染予防、感染者等への適切な対応を行い、園児、保護者、職員の健康と安全に徹底して取り組む。

- ・全園児健康診断 年2回（5月、10月）
- ・歯科検診 年1回（6月）
- ・職員健診 年1回（9月）
- ・職員検便実施
- ・「げんきだより」（保健便り）の発行 月1回

療育

- ・1歳児1名、3歳児1名
- ・齊藤公子の「こどもから学ぶ」「どの子どもも育つ」という実践を職員で一致させていき、すくすく児を通してクラス全体の保育を振り返る視点を持つ。また、家庭背景や親の想いを知り支援をしていく。
- ・医療機関と相談機関専門家と連携をとり療育を進める。
小暮医院（脳神経）瀬川クリニック（小児神経内科）、榊原記念病院（心臓外科）
医療機関（保健センター）、相談機関（児童相談所・保健所・たち）
保育アドバイザー（永谷郁夫氏、涼子氏）、臨床心理士（藤後悦子氏）
都立小児総合医療センター、T o s s i e（児童発達支援事業所）

1 1、環境整備

- ・マニュアルを作成し、安全な保育環境を整えていく。職員一人ひとりが担当のクラスのみではなく、園全体を意識して見ていき安全な環境を整えていく為にも、清掃や危険箇所チェックを心掛けていき、破損等見つけた際にはすぐに主任に報告し修繕を行っていく。
- ・畑は厨房職員を中心に、全職員で取り組んでいく。雑草取りも適宜行い、畑としてしっかりと運営していく。
- ・南側の園庭も、環境を整えるために季節の剪定や雑草抜き等を怠らないようにする。
- ・園庭、畑、全体の環境を確認し、子どもの育ちに必要な管理を行うとともに、近隣に迷惑をかけないように十分に配慮して必要な対策を行う。

1 2、専門職の関わり

育児困難児や保護者が複雑な事情を抱えている家庭に対しては、臨床心理士と連携をとり、保育園で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようにする。なお、保育ソーシャルワークのかかわりについて併せて検討していく。

1 3、研修計画

- ・園内研修の計画を作成し取り組む。
リズム・うた研修、ロールマット研修は職員の意見を反映できる形で実施。（研修係を中心に内容を検討していく）歯科医研修、臨床心理士研修、ビジネスマナー研修の実施。管理職に対するマネジメント研修の実施。
- ・危機管理、安全対策、個人情報についての研修への取り組み。
- ・府私保、その他関係機関の研修への参加。
- ・個人の研修計画の策定と自己研修の推奨。今年度も成長マップを使用した職員面談を実施。
- ・処遇改善に必要な研修への参加。

1 4、働き方改善への取り組み

働き方改革については、年度前半において、以下の見直しを行い、順次、できることから行っていく。今年度の重点課題とする。

- ① 会議の種類、参加者、方法、時間、内容及び会議の準備と会議録の整理について
- ② 各 役職、専門職の役割と働きの内容について
- ③ 各職員の情報共有と連携の推進について
- ④ 以下については、引き続き取り組みを進める。
 - ・本来の職務の遂行を第一におき、各職務に必要な事務仕事については省力化を目指し整理する。
 - ・お互い協力し合い事務時間の確保に努める。
 - ・ICT 化を進めていく。コドモンの機能を活用し、全職員が年内に活用できるように取り組む。
 - ・2019 年度に午睡センサー（ルクミー）を導入したので、適切に活用していく。
 - ・オンラインでの会議も積極的に活用していく。可能な在宅勤務の在り方について検討していく。

1 5、年間行事計画

月	こども	保護者
4月	入園、進級	全体懇談会・各クラス懇談会
5月	子どもの日の会、春合宿	

7月	七夕	
9月	秋合宿、お月見の会、敬老の日の会	
10月	運動会	運動会
11月	芋煮会	各クラス懇談会
12月	お楽しみ会、もちつき	
2月	節分	全体懇談会・各クラス懇談会
3月	ひな祭り、巣立ちの会、地球組を送る会	巣立ちの会

*遠足は初夏、秋、春先に実行できるように企画する。

*保育参加は年間を通して受入れ。行事の時はなし。

16、安全管理

近年台風の被害等、自然災害が多く発生している。園で長時間生活する子どもたちの安全を確保することは重要となるため、どのような災害が発生するかを多様に想定し安全確保や BCP（事業継続計画）を作成する。職員の危機管理の意識を高めるとともに、子ども自身が災害から自分の身を守るという意識と行動を身に着けることも重要だと考える。

また、新型コロナウイルス等、感染症に対しても感染拡大の予防に最大限努める。

非常災害等への対策

防犯設備	学校 110 番(非常通報装置)、警備会社通報装置、暗証番号式自動ドア
防災設備	火災通報装置、自動火災探知器、煙感知器、誘導灯及び消火器
消防計画作成 届出年月日	旧府中市白糸台消防署平成 25 年 7 月 24 日届出済
防火管理者	園長
定期訓練	(1)避難訓練・消火訓練:毎月 1 回以上実施 (2)総合防災訓練(引き渡し訓練を含む):年 2 回
避難場所	(1)1 次避難場所:府中市立第二中学校 (2)2 次避難場所:多磨霊園
災害発生時の 対応	災害発生時においては、保護者等の引き取りのあるまでの間(開園時間外を含む)、引き続き園児を保護する。

緊急時の対応

対応方法	園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じる。なお、
------	--

	保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行う。	
救急・消防	管轄	東京消防庁府中消防署朝日町出張所
	所在地	府中市朝日町 3 丁目 13 番地
	電話	042-363-0119
警察	管轄	警視庁府中警察署及び白糸台交番※
	所在地	府中市府中町 1-10
	電話	042-360-0110

【特注】※白糸台交番は、直通電話がないため府中警察署に電話をしてつないでもらう。

緊急時の避難について

地震の時

※避難集合場所…東側園庭
※第 1 避難場所…府中市立第二中学校
※第 2 避難場所（広域避難場所）…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所を園舎前に掲示する。 ・可能であれば緊急児童カードにもとづいて連絡をする。 ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

火災の時

<p>※避難集合場所…園舎より火災が発生したときは東側園庭に避難する。</p> <p style="text-align: center;">近隣建物より火災が発生したときは東側園庭に避難後状況により第一避難場所へ移動する。（火災発生状況によっては東側園庭ではなく別の園敷地内に避難する場合もある）</p> <p>※第 1 避難場所…府中市立第二中学校</p> <p>※第 2 避難場所（広域避難場所）…多磨霊園</p>
--

◎保護者への連絡方法

<ul style="list-style-type: none"> ・緊急児童カードにもとづいて保護者へ連絡する。 ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

1 7、苦情解決第三者委員の取り組み

概要 苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申し出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立ち第三者委員を設置する。

第三者委員

概要	苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申し出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立つ第三者委員を設置する。		
第三者委員	河内 昌毅	携帯	090-4959-1114
	花原 幹夫	電話・FAX	042-392-0197
	芝 喜久子	携帯	080-1088-2090

苦情解決を園内に設ける。

・わらしこ第2保育園で生活する子どもの保護者、地域からの苦情を解決するためのシステム。

苦情解決責任者・・・園長

苦情受付係・・・保育主任

苦情解決委員・・・園長・主任・クラス代表者

ノート、口頭での苦情・意見・要望をa, b用紙を活用して記録する。

会議は苦情解決責任者の判断で必要に応じて開かれる。

1 8、ボランティア、実習生の受け入れ

近年の人材確保が困難な中、実習生受け入れは次世代の保育者を育てるためにも積極的に行ない、人と関わること、仕事が楽しいことを伝えていく。

小、中、高生の受入れも積極的に行い意欲を持って関われるように努める。

※コロナ禍でも安心・安全に実施できるように、出来る限りに感染症対策を行っていく。

1 9、地域支援と地域との関係

・在宅子育て事情を知り、地域の中での子育て支援の意味を積極的に職員間で深めていく。

・地域の中で保育をしていく上で、共存について意識と自覚を高める。

・コロナ禍でも安心・安全に実施できるように、出来る限りに感染症対策を行っていく。

① 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

・主として乳幼児（0歳から3歳まで）をもつ親とその子が気軽に集い、交流できる場を提供する。

[子育て相談] 園長・主任・栄養士・看護師及び適切な職員が相談にあたる。

記録に残す。(専用ファイル)

[自由交流] 地域の方が自由に集える場として園内の子育て支援室を利用できる。

② 地域支援事業

[保育所体験特別事業]

目的：保育を必要とする地域の親子に園舎を開放し入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

- ・同世代の子どもの姿を見て、子どもの発達のことや子育ての方法を知ってもらったり、感じてもらうりすることで、ご自身の子育てに役立てていただけるように支援する。
- ・保育体験の時間は午前中を基本とする。
- ・離乳食の相談は厨房としてから、受ける。
- ・利用者には事務所で名前・年齢・住所等を記録してもらい料金を頂く。

食費は、大人400円、子ども300円。

[講座] 1年間を通して、離乳食講座、リズム講座を企画・計画する。

リズム(各クラスで分担)・離乳食講座 月2回(栄養士)

[健康増進支援事業]

地域の未就学児を対象に健康相談、健康診断をおこなう。

担当 嘱託医、看護師。要予約。

[赤ちゃんふらっと事業] 急な授乳やおむつ替えの立ち寄りスペースの提供。

[職場体験] 中学生の育児体験(職場体験)の受け入れ

[保育拠点活動支援] 高校生、大学生、専門学校の実習生の受け入れ

[出産を迎える親の体験事業] 育児不安の軽減

③ 一時預かり、定期利用保育事業の実施

各クラスにて受け入れを行う。要綱に従う。

20、広報活動

保育園の情報はホームページの「ブログ」「お知らせ」などで引き続き積極的に公開する。

21、第三者評価受審

3年に1度受審する。令和3年度受審済。

わらしこ第2保育園 役割・業務について

<体制表> 別表を参照

以上

令和4(2022)年度 まえはら学童保育所事業計画書

1、はじめに

小金井市より、社会福祉法人わらしこの会が運営を受託してから7年が経ちました。

2021年度は新入生52名を「まえはら」のなかまに迎え、合計136名で生活がスタートしました。

これまでと大きく変わったことは、今年度から前原小学校の教室をお借りして、まえはら第3学童保育所の運営が始まったことです。人数も増え3つ目の部屋ができることで、水場の問題、特にトイレの数の不足やおやつ提供方法等は大きな不安要素でした。また、小学校からお借りする教室は、授業終了後の利用となるので、早々に登所してくる1年生が自分の部屋のロッカーに荷物を置けない不便が生じるのではないかと不安は山積みでした。しかしながら、こうして一年間滞りなく運営ができましたのは、前原小学校はじめ、保護者の皆様、関係各所のご尽力のおかげだと感謝しております。

これまで当たり前だったこと、例えば異学年の生活班でテーブルを囲んで食べる楽しいおやつ時間や、子どもたち全員で行うダイナミックな集団あそびなど、は学童保育ならではの貴重な体験です。しかし、人が密集しないように考えると、活動には制限が生じました。

感染予防に配慮しながらの工夫。誕生会やけん玉大会などの行事は、各部屋に分かれて行いました。「お楽しみ会」や「ドッジボール大会」は学校の体育館や校庭を借りて行うことができました。そして、できるだけ外遊びができるように、野川や校庭遊びの時間をたっぷり取りました。

2022年度は、新入生43名を迎えて、132名でスタートする予定です。感染予防の観点を大切にしながらも、子どもたちがいきいきと生活できるよう、「今できること」を職員全員で考え、工夫していきます。そして、子ども・保護者・支援員がつながって、地域の中で成長していける、そんな学童保育所を目指していきます。

2、保育理念

一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育てほしいと願いながら、人間としての自立に向かって保護者と支援員が協力して子どもの成長を育み見守るといふ、子育ての共同化を目指します。そのために、子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。学童保育所は親が安心して預けられる場であり、地域の核となることを理念とします。

3、こんな学童保育所に

- ① 働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる学童保育所に。
- ② 集団生活を通して子どもたちが主体となる生活をつくり上げていける学童保育所に。
- ③ 子ども・保護者・支援員が共に育ち合える学童保育所に。
- ④ 父母会や地域との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる学童保育所に。
- ⑤ 関係機関や地域と連携し、保育の向上を求め続ける学童保育所に。
- ⑥ 支援員が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたる学童保育所に。
- ⑦ 平和な社会をめざしていける学童保育所に。
- ⑧ 食を通して心が豊かになれる学童保育所に。

4、こんな子どもに

今年度の年間目標

「仲間を大切にし、お互いを認め合える集団づくりをしていく」

- ・異年齢の仲間との生活を通して、友達をおもいやり、意欲的にあそべる子に。
- ・自分の考えや思いを、はっきり伝えられる子どもに。
- ・自分のことは、自分でやれる子どもに。
- ・相手の気持ちを考え、行動できる子どもに。

5、基本方針

- 子どもに関わる大人が子どもの最善の利益を常に考えていきます。
- 支援員と子どもの信頼関係、子ども同士の信頼関係の構築を重視していきます。
- おやつを手作りで行うことを基本と考え、安心、安全な物を提供できるようにしていきます。
- 子どもが安心して登所し過ごすことができる、地域の核となる学童保育所を目指します。
- 保護者との意志疎通を十分に図ることによって、子どもの安全や健康、保護者の安心を最大限に確保するために面談の機会を設けるなど対話を大切にしていきます。
- 学童保育所の主催行事はもちろん、父母会主催行事と積極的に連携し、保護者との交流を図っていきます。
- 小金井市や市内の他の学童保育所との連携を密にしていきます。
- 小金井市、学童保育連絡協議会などの研修に積極的に参加し、学童保育の知識を深めていきます。

***学童保育事業（小金井市放課後健全育成事業）を、運営業務委託仕様書・業務マニュアルに沿って行う。**

6、保育内容

「ただいま」と元気よく帰ってきた子どもたちを「おかえり」と迎える支援員、そんなやり取りから学童保育の毎日が始まり、だれもがお互いを認め合い安心してのびのびと過ごせる場、ほっとできる場でありたいと思っています。

学童保育は、3年生がリーダーとなって1・2年生と協力していく、異年齢による集団生活の場です。日々子ども同士のかかわり合いの中で起こる様々なこと、けんかや行き違い、怒りや悲しみ、喜びや楽しみなどを、それぞれが個性ある仲間として認め合い・助け合って、一人ひとりが共に成長していける集団づくりをしていきたいと思っています。

そして、子どもたちが、自分たちのあそびや生活を発展していけるように知恵を出し合い、みんなで考え、創り上げていく仲間関係を大切にしていきます。

学童保育所では、異年齢の仲間の中で、だれもが生活やあそびを通して、お互いに育ち合い、子どもたちが主体となる「生活の場」を目指していきます。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

(1) 基本的生活習慣

挨拶、言葉づかい・身辺自立などができるように声かけをし、共有物の扱い方、健康・衛生に関する知識と判断を身につけていけるようにします。

(2) 集団生活

異年齢の仲間との生活をとおして、集団生活のルールやマナーを身につけ、様々なかかわりの中で仲間とあそぶ楽しさや思いやりを育てていきます。

(3) 班編成

毎日の生活の単位となる班を学期ごとに編成し、1～3年生までの混合班を基盤としながら、あそびや取り組みを進めていきます。

(4) 集団降所

地域ごとに降所班を編成し、3年生を中心に、まとめて安全に降所できるようにします。

(5) あそび

* 自由あそび

放課後に、仲間と好きなあそびを展開する中で、一人ひとりが満足感・充実感を持つとともに、子ども同士の関わり合いや、その中で自分を表現したりコントロールしたり、コミュニケーション力を育みます。

また、野川の自然に恵まれた環境を活かして、四季折々のあそびを楽しみます。

* 集団あそび（みんなであそぼう等）

異年齢であそぶダイナミックなあそびを通して、あそびのルールを教えあい、あそびの世界や友だち関係を広げていきます。

(6) 誕生会

各月ごとに、友だちの誕生日をみんなで祝いし、誕生日の子のリクエストあそびを楽しむなど、お互いをより分かり合っていく場とします。

(7) 行事・取り組み

学童生活の節として、「歓迎会」「けん玉」「ドッジボール」「お楽しみ会」「3年生を送る会」など、子ども同士の教え合いや取り組む過程を大切にしながら、主体的に取り組んでいけるよう援助していきます。

(8) 話し合い

子どもたちが主体的に生活していけるよう、あそびや行事などの取り組みについて、話し合いの場を大切にしていきます。

(9) おやつ・食物アレルギー

おやつは、夕食までのつなぎとなる補食として捉えるだけでなく、支援員一人ひとりが、買い出しから献立まで考え、手作りを中心に準備を進めることで、栄養面だけでなく旬や季節行事も意識した楽しめるおやつを目指します。また、「毎日が食育」の観点で食を通して子どもたちの成長を考えます。

そして、単におやつとしてだけでなく、子ども同士の関係性・支援員とのつながりなど、心の成長も大切にできるおやつの場として考えます。

食物アレルギーについては、小金井市学童保育所における食物アレルギー調査表を保護者に提出してもらい対応を行います。保護者の方と相談しながら、アレルギーを持つ子どもも楽しく安心して食べられるように目指します。また、アレルギー一覧表や、個別カードを作りダブルチェックを行い誤食がないようにします。

食材や食品の衛生管理、調理器具やテーブル等の消毒にも留意します。

(10) 食育の日

食育基本法を受け、小金井市では食育推進計画を実施していることから、月に1回「食育の日」を設定し、おやつ作りや食にまつわる話をするなど、食べることに関する知識や役割についての理解を深めていきます。

(11) 栽培活動

植物を育てたり、命を育み、生きる喜びや感謝の気持ちを育てていきます。また、身近に咲いている様々な草花を季節ごとに飾り、生活を彩りながら植物の名前を覚えていけるように取り組んでいきます。

(12) 飼育

野川や身近にいる生き物にたくさん触れ、生き物を身近に感じ、生体や、生きていく環境など色々なことへの興味関心を育みます。また、飼育を通して生き物をさらに身近に感じ、育てる経験から命について学ぶなど、さまざまな学びを大切にしていきます。

(13) 支援が必要な子どもたちと共に

子ども自身の育つ力を大切にし、支援員は、支援が必要な児童に対して知識・理解を深め、児童が様々な学童保育の仲間との関わりや生活を通して成長していけるように支援していきます。

(14) 当番活動

全体活動での進行や、おやつ時の「いただきます」「ごちそうさま」、降所時のあいさつ等を3年生が交代で担当し、リーダーとしての自覚を持たせていきます。

(15) おたより・連絡帳

行事や子どもたちの様子、連絡事項などをお知らせします。子ども同士のかかわりや、エピソードなど学童保育所で過ごす子どもたちの姿を、保護者の方と共有していきます。

(16) 保護者会・個人面談

保護者会や個人面談などを通して子どもの姿を分かち合い、子どもたちの成長を喜び合える場と考えています。

保護者会は学期に1回以上行います。個人面談は、新入所生は5～6月に、2・3年生は、10月に行います。

(17) 学校との連携

子どもたちの日々の生活の場所は、家庭、学校、学童の3カ所になります。その中で、子ども同士のかかわりや、一人ひとりの姿を大切に見ていくために、学校との連携を大切に、子どもたちの担任の先生との情報交換も行っています。

(18) その他

- ・子ども同士の関係を繋いでいくだけでなく、保護者同士も繋がり合えるような援助をしていきます。
- ・会議や研修を通し、障がいに対する知識や理解を深めています。
- ・個々に合わせた支援を行えるように、計画や目標を立て、日々とらえ直ししながら保育を行っています。
- ・巡回相談など専門の方からアドバイスをいただき、保育に生かしていきます。
- ・保護者との面談、懇談の場を設け、児童の様子について話し合い適切な支援を行っています。
- ・小学校、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター「きらり」、民生委員、児童相談所など関係諸機関と連携して支援・対応をしています。
- ・当法人には週1回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて、保護者の子育ての悩みなど精神的なサポートを行うことが可能です。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、施設内消毒や常時換気、こまめな手洗いや手指消毒とマスクの着用を徹底します。子どもたちには、間食時の黙食を指導し、自動手指消毒ディスペンサーを使用することで積極的に感染症対策に取り組めるよう工夫します。

7、保育事業

1、通常保育事業

年間保育スケジュール

食育の日…毎月19日頃

月の誕生会…毎月

巡回相談…児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を学期に1回

月	月の取り組み・行事など	その他	父母会行事
4月	春休み1日保育・新入生歓迎会		春の交流会
5月	1学期の班決め・避難訓練①	保護者会①	
6月	新入生個人面談・不審者対応訓練	巡回相談①	
7月	夏のおたのしみ会		キャンプ
8月	夏休み1日保育・昼食作り		
9月	2学期の班決め・けん玉はじめよう会・ 避難訓練②		
10月	2・3年生個人面談・けん玉大会	保護者会②	
11月	けん玉修了会・市街遠足	巡回相談②	学保連運動会
12月	冬のおたのしみ会・冬休み1日保育		あそぼう会
1月	お正月あそび・3学期の班決め	巡回相談③	
2月	ドッジボール交流会・避難訓練③	保護者会③	
3月	3年生を送る会	入所説明会	卒所を祝う会

開所及び休所について

1、開所日及び開所時間

通常……放課後から午後6時まで

学校休業日…午前8時から午後6時まで

※ 学校休業日（1日保育）とは

土曜日、夏休み、冬休み、春休み、学校振替日、台風や災害などの緊急時及びインフルエンザ等による学校・学級閉鎖の場合など

2、休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、

12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日

3、延長保育

延長保育時間…午後6時から午後7時まで

対象児童……保護者が就労等により、午後6時以降の延長時間内においても保育を受けられない入所児童

定員

学童保育所の基準定員は次のとおりで、市長が必要と認めたときは基準定員のおおむね10パーセントの範囲内で、基準定員を超えて入所を認めている。

まえはら第1学童保育所 60人

まえはら第2学童保育所 30人

まえはら第3学童保育所 40人

2022年度 4月1日入所予定人数

1年生：41名 2年生：49名 3年生：42名

合計 132名

2、学童保育所を利用した子育てひろば

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うため、学童保育所の空いている時間を利用して、子育て広場事業を実施する。（自由交流など）

実施に当たっては支援員を配置する。

- ・実施日：毎週月曜日・火曜日・金曜日。ただし、4月、休所日、学校休業日を除く
- ・実施時間：午前10時30分から午後0時45分まで
（コロナ禍では、午前10時30分から午後0時まで短縮して実施）

3、職員体制・役割・業務について

職員配置 まえはら第1・第2・第3学童保育所の合計

正規職員・・・4名

有期雇用常勤職員（1週間の所定労働時間35時間）・・・4名

有期雇用非常勤職員（1週間の所定労働時間35時間未満）・・・3名

有期雇用非常勤職員（子育てひろば担当）・・・1名

【管理（責任権）の内容】

- 施設責任者（管理、指導、責任）・・・施設の運営、管理を法人と共に担っていく。
 - ・学童保育所の運営管理に責任を持つ。（経理、人材育成、施設管理）
 - ・職員管理、指導に責任を持つ。
 - ・地域との交流をはかり、地域の主体となる。
 - ・保育・運営に責任を持つ。
 - ・施設の安全、危機管理に責任を持つ。
 - ・業務、事業の遂行に責任を持つ。
- 正規職員（主体的参画、実行）・・・法人の将来構想を主体的に実行していく。
 - ・法人の中・長期計画に主体的に参画する。
 - ・学童保育所の運営への主体的参画と実行。
 - ・地域との交流を図る。
 - ・保育に責任を持つ。
- 常勤職員（積極的協力）・・・法人の構想を理解し協力していく。
 - ・学童保育所の運営を理解、協力していく。
 - ・地域と協力していく。

- ・保育に責任を持つ。
- 非常勤職員（協力）
 - ・学童保育所の運営について協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。

【それぞれの役割】

施設責任者

- ◎ 法人と共に職員の意見を吸い上げ、学童保育所の将来ビジョンを考えていく。
- ◎ 学童保育所の運営に法人と共に責任を持っていく。
- ◎ 職員と共に保育実践を積み重ねていくうえでの要となる。
- ◎ 職員へ指導、教育、支援の柱となる。
- ◎ 地域との連携の柱になっていく。
- ◎ 行政との連携を行っていく。
- ◎ 保護者と直接結びつき、支援員や専門職と連携しながら支援の柱を組み立てる。
- ◎ 子どもたちの健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙に責任を持つ。
- ◎ 職員、保護者の健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙。
- ◎ 学童保育所内でのケガ、病気に対する対処。
- ◎ 厨房内の衛生管理。

学童保育支援員として

- ◎ 一人の人間としての子どもと向き合い、その成長を焦らずに見守る。
- ◎ 保護者ともに子どもの成長の喜びを共感する。
- ◎ 保育や支援の内容を一人で決めず、相談や報告をしながら実践する。
- ◎ 学びへの積極的な姿勢を持つ。
- ◎ 支援員同士が尊重し合い、子どもたちのためにより良くしていく姿勢を持つ。
- ◎ 食文化の伝承。
- ◎ 食育・おやつ作りの実施。
- ◎ 行事・集団あそびの計画・指導。

8、健康管理

- 職員健康診断 年1回
- インフルエンザ予防接種 年1回
- 職員検体 毎月1回

9、環境整備

安全な保育環境を定期的に点検し、整えていく。

10、専門職の関わり

学童保育所で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようにする。

11、研修

目的： 職場内研修・他機関の研修により、支援員の資質向上に努める。

※児童の管理、生活指導、あそびの指導などについて、放課後児童支援員の計画的な研修を実施するものとし、また、児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図る。

実施： 学童保育所として・・・小金井市直営学童保育所、研修担当職員による研修に参加する。所内研修を適宜開催する。

自己研修・・・研修案内(東京都・小金井市・学保連など)がきたら全体に共有する。

まえはら・みなみ職員交流研修・・・お互いの保育を知り、自らの施設での保育の質を高める。
同時に緊急時にフォローに入りあえるよう体制づくりを目指す。

12、働き方改善への取り組み

- お互い調整し合い年次有給休暇の取得を行う。
- 会議はできる限り勤務時間内で行う。

会議

・【事務連絡会議】

- ・9 学童代表者・児童青少年課との毎月の定例会議
毎月 第2木曜日 10:45～12:00

・【学童保育施設長打合せ】

- ・まえはら学童保育所とみなみ学童保育所の施設長とで随時情報共有や検討を行う。

・【職員会議】

- ・出席は正規職員全員。適宜 10:30～12:00
- ・会議録を作成する。
- ・その他職員には日々の打ち合わせで伝達を行う。

- 職員のメンタルサポート

- ・当法人には週 1 回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて職員の悩みなど精神的なサポートを行う。

1 3、安全管理

防犯設備・・・学校 1 1 0 番(非常通報装置)、警備会社通報装置

防災設備・・・火災探知機、煙感知器、誘導等及び消火器、警備会社通報装置

災害を想定した避難訓練・・・学期に 1 回実施

不審者対応訓練・・・・・・年 1 回行う

避難場所・・・一時避難場所 小金井市立前原小学校

広域避難場所 多磨霊園

緊急対応マニュアルに沿って対応する。

I 日常生活の安全

- 1 事故防止と発生時の対応
- 2 健康管理
- 3 衛生管理
- 4 交通安全対策と対応
- 5 防犯と防火
- 6 不審者への対策
- 7 児童虐待
- 8 行方不明・事件などへの対応
- 9 坐薬の対応マニュアル
- 10 熱中症予防および対策について

II 災害時の安全

- 1 大雪・台風などの場合
- 2 落雷事故の防止
- 3 地震の場合 地震対応マニュアル
- 4 火災の場合 消防計画に沿って避難誘導

以上

令和 4(2022)年度 みなみ学童保育所事業計画書

1、はじめに

2018 年度 4 月より小金井市立みなみ学童保育所の業務委託を受けて今年度で 5 年目を迎えます。

みなみ学童保育所は、武蔵野公園・野川と環境にも恵まれており、地域の方々のご理解やご協力のもと、子どもたちが自然豊かな環境の中でのびのびと過ごすことができています。

2021 年度は、新しく 37 名の 1 年生を迎え、2 年生 46 名、3 年生 32 名、4 年生 1 名の合計 116 名のスタートとなりました。引き続きコロナ禍ではありましたが、年々入所児童の数が増加している状況もあり、2021 年度もみなみ学童保育所の定員 80 名を大幅に超えての運営となりました。しかし、つづくコロナ禍で、ご家庭の状況が変わるなど 3 月時点では 99 名と児童の退所も多い年でした。

また、行事においても、コロナ禍で中止となる物もありましたが、おとしの経験を活かし工夫しながら、「みなみ学童うんどうかい」や「冬のお楽しみ会」、「みなみ学童ドッジボール大会」など、毎年行ってきた大きな行事の取り組みも規模は小さくしながらも行うことが出来ました。

2022 年度も新型コロナウイルス感染症対策は続きますが、工夫しながら少しずつ以前の形も取り戻しつつある状況の中で、2022 年度も保護者、父母会役員の皆さんの協力も得ながら、一緒になって子どもたちの成長を見守っていきたくと考えています。

そして、2022 年度は入所人数が 1 年生 51 名、2 年生 33 名、3 年生 40 名の合計 124 名となり、120 名を超えるため既存の施設だけでの保育は難しく、南小学校くじらぐも学級プレイルームを借りて、暫定第 3 学童保育所運営を行っています。

みなみ学童保育所として子ども同士の繋がりを大切にしながら、子どもたちがどのクラスでも楽しく過ごしていける工夫を職員全員で考えて進めていきます。

2、保育理念

一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育てほしいと願いながら、人間としての自立に向かって保護者と支援員が協力して子どもの成長を育み見守るとい、子育ての共同化を目指します。そのために、子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。学童保育所は親が安心して預け、相談できる場であり、地域の核となることを理念とします。

3、学童保育目標

- ① 働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる学童保育所に。
- ② 集団生活を通して子どもたちが主体となる生活をつくり上げていける学童保育所に。
- ③ 子ども・保護者・支援員が共に育ち合える学童保育所に。
- ④ 父母会や地域との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる学童保育所に。
- ⑤ 関係機関や地域と連携し、保育の向上を求め続ける学童保育所に。
- ⑥ 支援員が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたれる学童保育所に。
- ⑦ 平和な社会をめざしていける学童保育所に。
- ⑧ 食を通して心身共に健康で、朗らかな生活をおくれる学童保育所に。

4、学童保育所が目指す子ども像

年間目標

「仲間を大切にし、お互いを認め合える集団づくりをしていく」

- ・異年齢の仲間との生活を通して、友達をおもいやり、意欲的にあそべる子に。
- ・自分の考えや思いを、はっきり伝えられる子どもに。
- ・自分のことは、自分でやれる子どもに。
- ・相手の気持ちを考え、行動できる子どもに。

5、基本方針

- 子どもに関わる大人が子どもの最善の利益を常に考えていきます。
- 支援員と子どもの信頼関係、子ども同士の信頼関係の構築を重視していきます。
- おやつを手作りで行うことを基本と考え、安心、安全な物を提供できるようにしていきます。
- 子どもが安心して登所し過ごすことができる、地域の核となる学童保育所を目指します。
- 保護者との意志疎通を十分に図ることによって、子どもの安全や健康、保護者の安心を最大限に確保するために面談の機会を設けるなど対話を大切にしていきます。
- 学童主催行事はもちろん、父母会主催行事と積極的に連携し、保護者との交流を図っていきます。
- 小金井市や市内の他の学童保育所との連携を密にしていきます。
- 小金井市、学童保育連絡協議会などの研修に積極的に参加し、学童保育の知識を深めていきます。

***学童保育事業（小金井市放課後健全育成事業）を、運営業務委託仕様書・業務マニュアルに沿って行う。**

6、保育内容

「ただいま」と元気よく帰ってきた子どもたちを「おかえり」と迎える支援員、そんなやり取りから学童保育の毎日が始まり、だれもがお互いを認め合い安心してのびのびと過ごせる場、ほっとできる場でありたいと思っています。

学童保育は、3年生がリーダーとなって1・2年生と協力していく、異年齢による集団生活の場です。日々子ども同士のかかわり合いの中で起こる様々なこと、けんかや行き違い、怒りや悲しみ、喜びや楽しみなどを、それぞれが個性ある仲間として認め合い・助け合って、一人ひとりが共に成長していける集団づくりをしていきたいと思っています。

そして、子どもたちが、自分たちのあそびや生活を発展していけるように知恵を出し合い、みんなで考え、創り上げていく仲間関係を大切にしていきます。

学童保育所では、異年齢の仲間の中で、だれもが生活やあそびを通して、お互いに育ち合い、子どもたちが主体となる「生活の場」を目指していきます。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

(1) 基本的生活習慣

挨拶、言葉づかい・身辺自立などができるように声かけをし、共有物の扱い方、健康・衛生に関する知識と判断を身につけていけるようにします。

(2) 集団生活

異年齢の仲間との生活をとおして、集団生活のルールやマナーを身につけ、様々なかかわりの中で仲間とあそぶ楽しさや思いやりを育てていきます。

(3) 班編成

毎日の生活の単位となる班を学期ごとに編成し、1～3年生までの混合班を基盤としながら、あそびや取り組み、学童での生活を学ぶ場として進めていきます。

(4) 集団降所

地域ごとに降所班を編成し、3年生を中心に、まとめて安全に降所できるようにします。

(5) あそび

* 自由あそび

放課後に、仲間と好きなあそびを展開する中で、一人ひとりが満足感・充実感を持つとともに、子ども同士の関わり合いや、その中で自分を表現したりコントロールしたり、コミュニケーション力を育みます。

また、野川の自然に恵まれた環境を活かして、四季折々のあそびを楽しみます。

* 集団あそび（みんなであそぼう等）

異年齢であそぶダイナミックなあそびを通して、あそびのルールを教えあい、あそびの世界や友だち関係を広げていきます。

(6) 誕生会

各月ごとに、友だちの誕生日をみんなでお祝いし、お互いをより分かり合っていく場とします。

(7) 行事・取り組み

学童生活の節として、「歓迎会」「デイキャンプ」「けん玉」「ドッジボール」「お楽しみ会」「3年生を送る会」など、子ども同士の教え合いや取り組み過程を大切にしながら、主体的に取り組んでいけるよう援助していきます。

(8) 話し合い

子どもたちが主体的に生活していけるよう、あそびや行事などの取り組みについて、話し合いの場を大切にしていきます。

(9) おやつ・食物アレルギー

おやつは、夕食までのつなぎとなる補食として捉えるだけでなく、支援員一人ひとりが、買い出しから献立まで考え、手作りを中心に準備を進めることで、栄養面だけでなく、五感を通して感じ楽しめるおやつを目指します。

また、メニューだけでなく環境としても武蔵野公園(原っぱ)を利用した“はらっぱレストラン”など、広い自然の中でおやつを楽しむ時間も大切にしていきます。

そして、単におやつとしてだけでなく、子ども同士の関係性・支援員とのつながりなど、心の成長も大切にできるおやつの場を考えていきます。

食物アレルギーについては、小金井市学童保育所における食物アレルギー調査表を保護者に提出してもらい対応を行います。保護者の方と相談しながら、アレルギーを持つ子どもも楽しく安心して食べられるように目指します。また、アレルギー一覧表や、個別カードを作りダブルチェックを行い誤食がないようにします。

～おやつ時の新型コロナウイルス感染症対策～

おやつの食べ方については、感染症対策を第一に考えながらも、子どもたちが気持ちよくおやつの時間を過ごせるような工夫を常に考えていく。

おやつ前の手洗い、消毒、配膳中のマスク着用など徹底していく。

緊急事態宣言、まん延防止期間は小学校との連携において学級閉鎖など状況が悪化している時には、手作りおやつは行わずに、持ち帰りおやつなどの工夫も行っていく。

(10) 食育の日

食育基本法を受け、小金井市では食育推進計画を実施していることから、月に1回「食育の日」を設定し、おやつ作りや食にまつわる話をするなど、食べることに関する知識や役割についての理解を深めていきます。また、畑づくり・栽培・手作りおやつなど日々の生活を通じた食育も大切にしていきます。

(11) 栽培活動 畑づくり

畑で野菜を作ったり、花を育てたり、命を育み、生きる喜びや感謝の気持ちを育てていきます。また、身近に咲いている様々な草花を季節ごとに飾り、生活を彩りながら自然と草花などの名前を覚えていけるように取り組んでいきます。

(12) 飼育

野川や身近にいる生き物に沢山ふれ、生き物を身近に感じ、生体や、生きていく環境など色々なことへの興味関心を育む。また、飼育を通して生き物をさらに身近に感じ、育てる経験から命について学ぶなど、さまざまな学びを大切にしていきます。

(13) 支援が必要な子どもたちと共に

自身の育つ力を大切にし、支援員は、支援が必要な児童に対しての知識・理解を深め、児童が様々な学童保育の仲間との関わりや生活を通して成長していけるように支援していきます。

(14) 当番活動

全体活動での進行や、おやつ時の「いただきます」「ごちそうさま」、降所時のあいさつ等を3年生が交代で担当し、リーダーとしての自覚を持たせていきます。

(15) おたより

行事や子どもたちの様子、連絡事項などをおたよりでお知らせします。子ども同士のかかわりや、エピソードなど学童で過ごす子どもたちの姿を、保護者の方と共有していきます。

(16) 保護者会・個人面談

保護者会や個人面談などを通して子どもの姿を分かち合い、子どもたちの成長を喜び合える場と考えています。

保護者会は学期に1回以上行います。個人面談は、新入所生 5～6 月に、2・3 年生は、10 月に行います。

(17) 学校との連携

子どもたちの日々の生活の場所は、家庭、学校、学童の3カ所になります。その中で、子ども同士のかかわりや、一人ひとりの姿を大切に見ていくために、学校との連携を大切にし、子どもたちの担任の先生との情報交換も行っています。

2022 年度からは小学校の教室も利用し暫定第3学童保育所の運営も行っていくため、細かな時間調整など毎月小学校と打ち合わせを行っていきます。

(18) その他

- 子ども同士の関係をつないで行くだけでなく、保護者同士もつながり合えるような援助をしていきます。
- 会議や研修を通し、障がい児に対する知識や理解を深めていきます。
- 個々に合わせた支援を行えるように、計画や目標を立て、日々とらえ直しながら保育を行っていきます。
- 巡回相談など専門の方からアドバイスをいただき、保育に生かしていきます。
- 保護者との面談、懇談の場を設け、児童の様子について話し合い適切な支援を行います。
- 小学校、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター「きらり」、民生委員、児童相談所など関係諸機関と連携して支援・対応をしていきます。
- 当法人には週1回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて、保護者の子育ての悩みなど精神的なサポートを行います。

7、保育事業

1、通常保育事業

年間保育スケジュール

食育の日…毎月 19 日頃

月の誕生会…毎月

巡回相談…児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を学期に 1 回

月	月の取り組み・行事 など	その他	父母会行事
4 月	春休み 1 日保育・新入生歓迎会	保護者会①	
5 月	1 学期の班決め		春の交流会
6 月	新入所生個人面談 避難訓練①	巡回相談①	1 年生茶話会
7 月	キャンプ	保護者会②	キャンプ
8 月	夏休み 1 日保育・昼食作り・夏のお楽しみ会		
9 月	2 学期の班決め・けん玉はじめよう会		
10 月	2・3 年生個人面談・市内遠足・芋煮会	保護者会③	
11 月	けん玉大会・市外遠足・焼いも・けん玉修了会 避難訓練②	巡回相談②	みなみであそぼう 学保連大運動会
12 月	冬のおたのしみ会・冬休み 1 日保育		
1 月	お正月あそび・3 学期の班決め	巡回相談③	餅つき
2 月	ドッジボール大会・避難訓練③	保護者会④	
3 月	3 年生を送る会	入所説明会	お別れ交流会

開所及び休所について

1、開所日及び開所時間

通常……放課後から午後 6 時まで

学校休業日…午前 8 時から午後 6 時まで

※ 学校休業日（1 日保育）とは

土曜日、夏休み、冬休み、春休み、学校振替日、台風や災害などの緊急時及びインフルエンザ等による学校・学級閉鎖の場合など

2、休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、

1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで、1 月 2 日及び同月 3 日

3、延長保育

延長保育時間…午後 6 時から午後 7 時まで

対象児童……保護者が就労等により、午後 6 時以降の延長時間内においても保育を受けられない入所児童

定員

学童保育所の基準定員は次のとおりで、市長が必要と認めたときは基準定員のおおむね10パーセントの範囲内で、基準定員を超えて入所を認めている。

各クラス定員 40 名

2022 年度 4 月 1 日入所予定人数 () は障がい児の人数。

1 年生 : 51 名 2 年生 : 33 名(1) 3 年生 : 40 名(2) 合計 : 124 名

みなみ第 1 学童保育所

1 年生 : 19 名 2 年生 : 12 名 3 年生 : 12 名(1) 合計 42 名

みなみ第 2 学童保育所

1 年生 : 20 名 2 年生 : 9 名 3 年生 : 16 名(1) 合計 45 名

みなみ第 3 学童保育所

1 年生 : 13 名 2 年生 : 12 名(1) 3 年生 : 12 名 合計 37 名

2、学童保育所を利用した子育てひろば

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うため、学童保育所の空いている時間を利用して、子育て広場事業を実施する。(自由交流など)

実施に当たっては支援員を配置する。

・実施日 : 毎週月曜日・火曜日・金曜日。ただし、4 月、休所日、学校休業日を除く

・実施時間 : 午前 10 時 30 分から午後 0 時 45 分まで

(現在はコロナ禍の為午後 0 時 00 分まで)

3、職員体制・役割・業務について

職員配置

みなみ第 1 学童保育所・みなみ第 2 学童保育所

正規職員・・・ 2 名

有期雇用常勤職員 (1 週間の所定労働時間 35 時間)・・・ 3 名

有期雇用非常勤職員 (1 週間の所定労働時間 35 時間未満)・・・ 2 名

有期雇用非常勤職員 (子育てひろば担当)・・・ 1 名

みなみ第 3 学童保育所

正規職員・・・ 1 名

有期雇用常勤職員 (1 週間の所定労働時間 35 時間)・・・ 2 名

有期雇用非常勤職員 (1 週間の所定労働時間 35 時間未満)・・・ 1 名

【管理 (責任権) の内容】

●施設責任者 (管理、指導、責任)・・・施設の運営、管理を法人と共に担っていく。

・学童保育所の運営管理に責任を持つ。(経理、人材育成、施設管理)

・職員管理、指導に責任を持つ。

- ・地域との交流をはかり、地域の主体となる。
- ・保育・運営に責任を持つ。
- ・施設の安全、危機管理に責任を持つ。
- ・業務、事業の遂行に責任を持つ。
- 正規職員（主体的参画、実行）・・・法人の将来構想を主体的に実行していく。
 - ・法人の中・長期計画に主体的に参画する。
 - ・学童保育所の運営への主体的参画と実行。
 - ・地域との交流を図る。
 - ・保育に責任を持つ。
- 常勤職員（積極的協力）・・・法人の構想を理解し協力していく。
 - ・学童保育所の運営を理解、協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。
- 非常勤職員（協力）
 - ・学童保育所の運営について協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。

【それぞれの役割】

施設責任者

- ◎ 法人と共に職員の意見を吸い上げ、学童保育所の将来ビジョンを考えていく。
- ◎ 学童保育所の運営に法人と共に責任を持っていく。
- ◎ 職員と共に保育実践を積み重ねていくうえでの要となる。
- ◎ 職員へ指導、教育、支援の柱となる。
- ◎ 地域との連携の柱になっていく。
- ◎ 行政との連携を行っていく。
- ◎ 保護者と直接結びつき、指導員や専門職と連携しながら支援の柱を組み立てる。
- ◎ 子どもたちの健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙に責任を持つ。
- ◎ 職員、保護者の健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙。
- ◎ 学童保育所内でのケガ、病気に対する対処。
- ◎ 厨房内の衛生管理。

学童保育支援員として

- ◎ 一人の人間としての子どもと向き合い、その成長を焦らずに見守る。
- ◎ 保護者ともに子どもの成長の喜びを共感する。
- ◎ 保育や支援の内容を一人で決めず、相談や報告をしながら実践する。
- ◎ 学びへの積極的な姿勢を持つ。

- ◎指導員同士が尊重し合い、子どもたちのためにより良くしていく姿勢を持つ。
- ◎食文化の伝承。
- ◎食育・おやつ作りの実施。
- ◎行事・集団あそびの計画・指導

8、健康管理

- 職員健康診断 年1回
- 職員検体 毎月1回

9、環境整備

安全な保育環境を定期的に点検し、整えていく。

10、専門職の関わり

学童保育所で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようになる。

11、研修

目的 職場内研修・他機関の研修により、指導員の資質向上に努める。

※児童の管理、生活指導、あそびの指導などについて、放課後児童支援員の計画的な研修を実施するものとし、また、児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図る。

実施 学童保育所として・・・小金井市直営学童保育所、研修担当指導員による研修に参加する。所内研修を適宜開催する。

自己研修・・・研修(東京都・小金井市・学保連など)に積極的に参加し、自らのスキルを向上させていく。

12、働き方改善への取り組み

- 調整し合いながら年次有給休暇の取得を行う。
- 会議はできる限り勤務時間内で行う。

会議

・【事務連絡会議】

・9学童代表者・児童青少年課との毎月の定例会議

毎月 第2木曜日 10:45～12:00

- ・【学童施設長打ち合わせ】
 - ・各所の情報共有など（適時）
- ・【職員会議】
 - ・出席は正規職員全員。（適時）
 - ・会議録を作成する。
- ・【日々の打ち合わせ】（毎日）
 - ・当日の流れ、子どもの様子、伝達事項など

●職員のメンタルサポート

- ・当法人には週1回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて、職員の悩みなど精神的なサポートを行う。

13、安全管理

防犯設備・・・学校110番(非常通報装置)、警備会社通報装置

防災設備・・・火災探知機、煙感知器、誘導等及び消火器、警備会社通報装置

避難訓練・・・学期に1回実施

避難場所・・・一時避難場所 小金井市立南小学校
広域避難場所 武蔵野公園

緊急対応マニュアルに沿って対応する。

I 日常生活の安全

- 1 事故防止と発生時の対応
- 2 健康管理
- 3 衛生管理
- 4 交通安全対策と対応
- 5 防犯と防火
- 6 不審者への対策
- 7 児童虐待
- 8 行方不明・事件などへの対応
- 9 坐薬の対応マニュアル
- 10 熱中症予防および対策について

II 災害時の安全

- 1 大雪・台風などの場合
- 2 落雷事故の防止
- 3 地震の場合 地震対応マニュアル

4 火災の場合 消防計画に沿って避難誘導

その他

新型コロナウイルス感染症対策としては最新の情報をマニュアルファイルに綴じて共有していきます。

1 4、今年度の重点課題

○令和5年度みなみ学童保育所運営に向けたプロポーザルが今年度行われる為、準備等を進めていく。

プロポーザルに向けて職員間では、わらしことしての学童保育運営を伝えていけるように、再度保育を振り返りながら保育内容を考えていく年にすると同時に、わらしこ保育園、第2保育園、トッシーなど他の施設も研修に行き学びを深めていく。

○まえはら学童保育所、みなみ学童保育所の施設交流研修などを含め、お互いの保育をより深めていけるようにしていくと同時に、緊急時などのフォローにスムーズに入れる体制づくりを目指していく。

○令和6年度に向けて、さらに安定的な運営としていくために職員体制を整えていく。

○今年度もコロナ禍でありながらも、子どもたちが繋がりがあい、成長を感じあっていけるような行事としてのデイキャンプ計画、またそれに代わる計画を企画していく。

以 上

令和 4(2022)年度 児童発達支援事業所 Tossie 事業計画書

1、はじめに

2016年5月に法人の4つ目の施設として開設した東京都指定の障害児通所支援事業所である。開設当初は予想を大きく下回り、利用者の確保に大変苦労し、また主要となる職員の退職により、運営の継続は困難を極めた。しかしながら、新たな職員を確保しながら努力し、徐々に利用者からの評価を受け、開所7年目を迎える。

2021年度は、利用児童が大きく入れ替わり、また新たに土曜日開所もスタートし、大きな転換期となった。週6日の生活の積み重ねを通して、子どもの集団が作られ、あそびの共有を通して気持ちも共有する姿があり、集団として大きく育った1年であった。児童の支援では原点に立ち返り、日々の基本的な支援内容を大切にしていこう1年とした。職員の手引き「Tossie 児童発達支援のすゝめ」を作成し、Tossie の支援で大切にしていること、ねらいを明確にし、基本的な支援をどの職員も同じように行えるように整備した。また個別の月案も策定し、児童一人ひとりの目標・課題も職員間で共有でき、より良い支援につなげることができた。

ホームページやパンフレットもリニューアルをはかり、Tossie が大切にしていることをより具体的にわかりやすく発信し、新規利用児童の確保にも努めた。

法人の理念を基に、生活を基本に考えた発達支援事業所であり、唯一無二である。

ゆえに社会からの認知がまだまだ低いが、ようやく今まで努力した成果が実績として利用者にも認められつつあり、評価されてきた。

以上を考慮し、2022年度の事業方針を定める。

2、保育理念

発達支援を必要とする就学前の児童を対象に、生活を基盤とした保育的な視点での生活支援・個々に応じた療育（生活療育）を行い、発達の促進を促し、あらゆる生活の自立を目指す。

- 「どの子どもも育つ」という、わらしこ保育園・わらしこ第2保育園の保育理念に則り、基本的な生活習慣の向上を図る。
- 早期発見・早期対応で数年間の発達の变化は著しいものがある。特定の場所での経過を見ていく事で発達像も見えてくるので、継続的な利用に繋げる。
- 児童発達支援管理責任者が個々の発達状況を専門的に捉え、半年に一度、保護者との面談を行いながら、個別支援計画を作成し、必要に応じて見直し、評価を行う。
- 児童アセスメント表を活用し、利用者の実体把握の充実に努める。
- 児童の成長・発達段階を見極め、よりよい療育に努める。
- 作業療法士による専門的なアドバイスを受け、発達の促進に努める。

- 広い意味での療育を模索する。

3、今年度の重点課題

- 土曜日も含めて定員 10 名の確保に努め、安定した運営を確保する。
 - 日々の基本的な生活の積み重ねを大切に、丁寧に支援していく。
 - 年長定期利用児童 2 名の年間計画を四季ごとに立て、卒所までに育てほしい力がより引き出せるように支援していく。
- (春) 五感のアンテナを意識した生活を通して、自分を出す心地よさを知る。
- (夏) 静と動を意識した生活を通して、自分の意思を表出し、あそびの中で発散する。
- (秋) 火起こしなど、火を使った取り組みを通して、皮膚感覚や抑制系を養う。
- (冬) お泊り会など自分たちで生活する体験を通して、自律することの楽しさを実感する。
- (ねらい) ・意思の育ち、楽しみのある生活
- ・自我の育ち、抑制系の育ち
 - ・興味と意欲の育ち
 - ・からだの育ち

4、児童定員・開所時間

- 〈対象年齢〉 0 歳～6 歳 (未就学児)
- 〈事業定員〉 1 日あたり 10 名
- 〈開所時間〉 9 : 00～15 : 00 (原則とし時間外については要相談)
- 〈開所日〉 月曜日～土曜日 (日曜・祝日・12/29～1/3 を除く)
- 定期利用 (週 3 日以上～週 6 日) の児童確保に努め、利用率向上および収入増につなげる。

5、職員配置

- 管理者 1 名 : 澁谷 礼子(正規)
- 児童発達支援管理責任者 2 名 : 尾崎 絵里(正規) / 山田 博(非常勤 週 2 日・6H)
- 児童指導員 1 名 : 大澤 匡平(正規)
- 保育士 6 名 : 澁谷 日出喜(常勤 週 5 日・8H) / 福井 千裕(非常勤 週 4 日・6H)
伊藤 香世子(非常勤 週 3 日・6H) / 佐藤 祐子(非常勤 週 3 日・6H)
丹羽 千尋 (非常勤 週 3 日・6H) / 岩本 瑞季 (非常勤 週 3 日・6H)
- 指導員 1 名 : 佐藤 樹里(非常勤 週 3 日・6H)
- 作業療法士 1 名 : 原國 優子(非常勤 月 3 日・5H)

合計 12 名

6、運営方針

運営管理を円滑に行うために、以下の会議・ミーティングを実施する。

- 職員会議・・・月 1 回
- 総括会議・・・年 2 回（9月・2月）
- 職員ミーティング・・・隔週 1 回の目安で、必要に応じて設ける。正規職員と非正規職員の情報共有を目的とし、よりよい支援につなげていく。

年間行事・畑 等 各係りには正規職員に非正規職員もサブとして加わり、一緒に考えていく。

7、支援方針

Tossie の目指す子ども像

日々の積み重ねにより、主体的に生活していく力をつけていく。

支援内容

発達の基本は生活であると考え、子どもが自ら伸びる力を発揮できる環境作りを心掛けている。異年齢保育の中で、散歩・給食・入浴・昼寝を通し、一日の流れを大切にしている。

また、感染拡大予防に配慮しながら、可能な限り法人内の施設である、わらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園との交流も試み、園外活動（非日常の体験）として、少人数での遠足にも取り組む。

〈散歩〉裸足で地面を歩いたり、傾斜を登ったりしながら、手足の感覚や体幹を鍛える。

〈室内あそび〉陶土あそび/描画 など

手先だけでなく腕や体を使って五感を養い、子どもの創造性を高める。

〈入浴〉血行促進・気持ちいい感覚を養う。

〈給食〉手作り・無添加のおいしい給食をみんなで食べる。

〈昼寝〉からだを十分に休め、成長に大切な睡眠を充分確保する。

〈リズムあそび〉ピアノに合わせながら、からだ全身を動かし、発達に必要な筋肉・体力を養い、脳の活性化を促す。

〈排泄〉0 歳～綿パンツで過ごし、快・不快を体感しながら、情緒を育てる。

〈畑の取り組み〉わらしこ第 2 保育園の畑の一角を借りて、土・水と触れ合いながら、自ら野菜を育てる事で、食べる事への興味・感心を広げる。また、子どもの発達に必要な土壌菌との触れ合いも大切にする。

〈園外活動〉感染拡大予防に配慮しながら、少人数の遠足を通して、特別感のある楽しみの中で、子どもの視野・世界感を広げていく。

8、家庭支援

- 完全母子分離で6時間児童をお預かりする事で、保護者自身の自由な時間を作る。
- リモートを活用し、両親学級、就学相談会を開催していく。
- 感染拡大予防に努めつつ、個別面談も可能な範囲で行い、保護者の気持ちに寄り添い、子ども一人一人にも寄り添っていく。
- 年に2回、「子どもの育ち」を発行する。写真付きのお便りで、Tossie のすべての子どもの育ちを保護者に発信していく事で、わが子ばかりでなく、Tossie で共に過ごす子どもの成長や共に育ち合っている姿を共有して欲しい。

9、食育・アレルギー

食事内容

- なるべく旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものを中心に使い、添加物を含む食材・調味料は使用しない。
- 子どもたちの味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように調理する。
- お米は松之山の「とっとこ農園」から、栄養価が高い5分つき米を取り寄せ、安心して美味しいものを提供している。
- 離乳食・普通食はもちろん、子どもに応じて、食事形態を工夫して提供している。
(手づかみ食べしやすいサイズの一口大おにぎり、かじり取りしやすい棒状おにぎり 等)

アレルギーについて

- 食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、小麦粉は使用しない。(牛乳の代替えとして豆乳を、小麦粉の代替えとして米粉を使う 等)

10、保健・関係機関との連携

保健

- 身長・体重測定 年2回(乳児は毎月1回)
- 歯科検診 年1回(6月)
- 職員健診 年1回(9月)
- 職員検便実施 (毎月)
- 職員の検温 (毎朝)

各機関と連携を取りながら、療育内容にフィードバックしていく

府中市障害者福祉課・府中市立保健所・東京都立府中療育センター・府中市発達支援センター

「あゆの子」・府中市子ども家庭支援センター「たち」・地域の発達支援事業所・地域の相談支援事業所・地域生活支援センター「ふらっと」・府中市保育支援課・わらしこ保育園・わらしこ第2保育園

1.1、研修計画

- 年間の研修計画を立て、毎月1回職員研修を行い、支援内容の意識統一を図る。
療育分野の研修に加えて、Tossieの生活を基盤とした生活療育の原点である「わらしこの保育」を学ぶ事にも重点を置き、職員の視野と認識をより広げていきたい。
- 非常勤職員も研修に参加しやすいように、時間外手当の支給を考慮していく。

1.2、年間行事計画

月	子ども	保護者
4月	はじめの一步、子どもの日の集い	保護者懇談会（リモート）
5月	畑の種植え	
6月	歯科検診・梅シロップ作り・避難訓練	
7月	七夕の会・プール開き	
8月	魚のつかみ取り	
9月	お月見の会・畑の野菜収穫・避難訓練	「子どもの育ち」発行
10月	畑の土づくり	就学・進学相談会（リモート）
11月	芋煮会買い出しと調理・畑の種植え	
12月	冬至の会・お楽しみ会・大掃除	
1月	初詣・お正月あそび	
2月	節分の会・畑の野菜収穫・避難訓練	「子どもの育ち」発行
3月	ひな祭りの会・巣立ちの会・お別れ会	

- お誕生日会は対象児童の月毎行う。
- わらしこ第2保育園の畑で、1年を通して野菜づくりを行う。

1.3、環境整備

東京都が令和3年度に掲げた「障害者虐待防止のさらなる推進」・「感染症や災害への対応力強化」に対応できるような組織をつくっていく。

- 職員による虐待防止委員会を設置し、障害児虐待を防止し、児童の人権を擁護するために、定期的に開催する。同時に、全職員を対象とした職員研修および自己チェックリストを実施し、事業所全体として、虐待防止に努める。
- 職員による感染症対策委員会を設置し、感染症の発生およびまん延の防止を徹底するために、定

期的に開催する。(指針の整備・研修の実施・訓練の実施)

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定・研修の実施・訓練の実施を行う。
- ヒヤリハットは 該当する場合は職員が自主的に、また職員同士で声を掛け合いながら、積極的に記入し、職員間で共有し、再発防止に努めていく。
- 現行の危機管理マニュアルを見直し、安全な環境を整えていく。

14、安全管理

非常災害等への対策

防犯設備	玄関ドア施錠・各部屋（活動室・厨房・トイレ等）のドア施錠
防災設備	火災通報装置、自動火災探知器、煙感知器、誘導灯及び消火器
消防計画作成 届出年月日	府中消防署 平成 28 年 6 月 届出済
防火管理者	管理者：澁谷 礼子
定期訓練	避難訓練・消火訓練:年に 3 回実施
避難場所	避難場所：市民球場
災害発生時の 対応	災害発生時においては、保護者等の引き取りのあるまでの間(開園時間外を含む)、引き続き児童を保護する。大災害を想定して、全児童の非常食を保護者から 3 日分× 3 食預かり、Tossie にて管理している。 電話等ライフラインが停止することを想定し、災害伝言ダイヤルの操作方法を保護者に周知している。連絡網での一斉メールも整備している。

緊急時の対応

対応方法	園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者へ連絡するとともに、東京都へ届け出ている協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。なお、保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持って、しかるべき対処を行う。	
協力医療機関	病院名	まつおか小児クリニック
	所在地	府中市寿町 2-4-42 コープ府中寿町店 3F
	電話	042-319-1020

緊急時の避難について

地震の時

※避難経路…安全を確保できることを確認してから、玄関または活動室東側の窓から、お散歩台車2台を用いて、屋外に避難する。

※第1避難場所…市民球場

※第2避難場所（広域避難場所）…市民球場

◎保護者への連絡方法

・全保護者が登録しているピタゴラ連絡網に一斉メールする。

・電話等ライフラインが停止した場合は、災害伝言ダイヤルのを活用する。

・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

火災の時

※避難経路…事業所内より火災が発生したときは、安全を確保できることを確認してから、玄関または活動室の東側窓から、お散歩台車2台を用いて、屋外に避難する。

※第1避難場所…市民球場

※第2避難場所（広域避難場所）…市民球場

◎保護者への連絡方法

・全保護者が登録しているピタゴラ連絡網に一斉メールする。

・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

15、苦情解決第三者委員の取り組み

第三者委員

概要	苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立つ第三者委員を設置する。
第三者委員	芝 喜久子 携帯 080-1088-2090

苦情については、苦情解決の窓口を児童発達管理責任者と定め、事業所独自の解決ルートを玄関入り口の掲示板にて保護者に周知している。苦情の申し出等があった場合には、苦情対応記録に記し、誠意をもって対応する。

16、ボランティア、実習生の受け入れ

実習生受け入れはできるだけ積極的に行ない、Tossie での支援を通して、障害児との関りや、人と関わること、仕事が楽しいことを伝えていく。

保護者による保育ボランティアの受け入れも行うが、感染拡大予防期間中は積極的には行わないものとする。

17、地域支援と地域との関係

現在、法人内の保育園との Tossie との交流は行っているが、Tossie が地域に発信するという意味での地域支援は行えていない。一昨年度受審した外部機関による「福祉サービス第三者評価」でも、今後の課題として挙げた。また、府中市地域福祉推進課による実地指導においても、可能な限りの協力を求められたので、今後の課題として、地域向けの掲示板の設置等を模索していく。

18、広報活動

活動のようすや給食などをブログにて発信していく。さらなる新規児童の確保に向けて、関係機関等にパンフレット等置いてもらえるように広報活動に力を入れていく。

19、自己評価および第三者評価受審

自己評価

東京都の指導により、保護者アンケートおよび職員による自己評価を毎年 1 回行い、事業所のホームページ上で公表している。

第三者評価

令和 2 年度に初めて受審（評価機関：合同会社フェアリンク）し、「とうきょう福祉ナビゲーション」に結果が公開されている。

以 上

社会福祉法人わらしこの会の許可なく、本計画書の一部または全部を引用または転載することを固く禁じます。